

**(仮称)池田市まちづくり
条例策定委員会
最終報告書**

平成17年11月

目 次

はじめに	1
条例素案の概要と策定経過	2
条例素案の骨格	5
条例素案	6
条文素案と解説	13
前文	13
(目的)	14
(用語の定義)	14
(最高規範性)	15
(まちづくりの基本理念)	16
(市民の権利及び責務)	17
(市議会の責務)	17
(市議会議員の責務)	18
(執行機関等の責務)	18
(職員の責務)	18
(コミュニティ)	19
(情報の提供及び応答責任)	19
(情報の公開)	20
(個人情報の保護)	20
(行政手続)	20
(行政評価)	21
(総合計画)	21
(計画策定等への参画)	22
(審議会等の運営)	22
(パブリックコメント)	22
(市民投票)	23
(国及び他の地方公共団体との連携)	24
(池田市みんなで作るまち推進会議)	25
策定委員会での主な意見	26

パブリックコメント・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

策定委員会の会議の運営に関する要綱・・・・・・・・ 54

条例策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

条例検討プロジェクト、事務局名簿・・・・・・・・ 59

推進会議・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

策定委員会を終えるにあたり・・・・・・・・ 61

各委員コメント

はじめに

私たち「(仮称)池田市まちづくり条例策定委員会」(以下「委員会」といいます。)は、平成17年5月16日、条例案づくりの段階から市民参画によって、調査、検討していくため、公募委員3名を含む市民の代表10名でスタートしました。

この委員会は、市民主体のまちづくりをより一層進めるため、地方分権時代における新しい池田のまちづくりの基本的なルールを定める「(仮称)池田市まちづくり条例」の素案づくりを行うことを目的としたものであり、これまで、委員会を9回開催し、議論を展開してまいりました。

名称については、委員会で議論を重ね、9月に条例名を「池田市みんなでつくるまちの基本条例」とさせていただきました。

各条文については、委員の提案や委員会での議論をもとに、たたき台を作成し、これをもとに委員会で議論を行い、10月に中間報告書を作成し、パブリックコメントを実施いたしました。ここで提案された市民の意見を踏まえ、「(仮称)池田市まちづくり条例策定委員会最終報告書」が出来上がりました。また、これらの議論の過程で各委員から出された意見は、今後のまちづくりを進める上で大変貴重なものであると考えています。

今後、私たちの素案をもとに条例制定の取り組みがなされるとともに、制定後は、協働のまちづくりを進めるための具体的な施策、事業の展開など、本条例に基づく様々な取り組みが実施され、「個性豊かな活力あるまち池田」が実現されることを切に願っています。

平成17年11月21日

(仮称)池田市まちづくり条例策定委員会

条例（素案）の概要と策定経過

1．池田市みんなで作るまちの基本条例とは

池田市みんなで作るまちの基本条例とは、池田市におけるまちづくりの基本原則や市政の基本ルールなどを定めるもので、本市の最高規範として位置付けられます。

この条例は、市民、市議会及び執行機関等のそれぞれ異なる主体が基本理念を共有し、情報を提供し合い、人権尊重による参画と協働を通して、私たちのまちづくりを進めていくために必要な考え方や仕組みを条例化したものです。

この条例では、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的として、まちづくりの基本理念や市民、市議会及び執行機関等のそれぞれの責務を定めるとともに、三者協働によるまちづくりを推進するための基本原則を定めています。

2．条例制定の背景

平成12年に地方分権一括法が施行され、国と地方との関係がそれまでの中央集権から“対等”となり、地方が自己決定、自己責任に基づき、地域の特性を生かした政策、独自のサービスを効果的、効率的に行うことができる範囲がより広がることとなりましたが、その際、どういう基本原則に従って施策を展開していくのかというルールが必要となってきました。

一方、平成7年に発生した阪神・淡路大震災や平成10年の特定非営利活動促進法の制定をきっかけとして、住民の地域への関心が高まり、ボランティアやNPOによる地域活動も活発となり、自分たちの地域のことは自分たちで解決しようという動きが出てきました。

また、市民ニーズが多様化する中で、何もかも行政任せにするのではなく、市民と行政とが一緒に、それぞれ何をすべきか、協力して何をすべきか、こうした活動意欲を受けとめる仕組みづくりや役割分担のルールづくりが求められるようになってきました。

以上のようなことから、地域運営に関する指針や、市民が地域運営に参加する際の基本的考え方やルールを地域が独自に定め、共通の指針としようとする機運が高まり、条例を制定しようという取組が全国的に広がりを見せています。

3．池田市における条例の必要性は？

池田市においては、平成15年度に「生活環境」「自然環境」「教育・文化環境」といった環境の保全に関する「池田市環境保全条例」の見直しの検討を図ったのが発端でした。そして、見直しを進める中で、自治基本条例的なまちづくり条例の検討を進めていくことになりました。

なぜなら、地方分権が進み、市民のニーズが多様化する中でより暮らしやすいまちづ

くりを行っていくには、環境の保全はもちろんのことですが、それだけではなく施策全般にわたったあらゆる条例の中でも最高規範として位置付けられる性格を持つ条例が必要であると考えたからです。

市民、市議会及び執行機関等の三者が協働し、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るためには、お互いの活動を保障する基本理念、基本原則となる約束事が必要であり、市政への市民参画機会を確保し、それを担保することにもつながります。

池田市の最高規範であり「自治体の憲法」とも言われる条例を市民と行政とが一緒になって考え、制定することにより、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に一歩近づくものと考えます。

4. 条例素案策定経過

(1)(仮称)池田市まちづくり条例策定委員会開催状況

回数	開催日	主な内容
第1回	平成17年 5月16日	委員紹介 策定委員会について 正副会長選出 条例策定の概要および今後のスケジュールについて 会議の運営について
第2回	平成17年 5月30日	条例(案)に盛り込む事項について
第3回	平成17年 6月20日	基本構想(総合計画)とまちづくり条例の関連について まちづくり条例に関連する条例について 条例(案)に盛り込むべきと考えられる事項の検討について
第4回	平成17年 7月11日	条例素案のたたき台について 条例に盛り込む事項の検討について
第5回	平成17年 8月 1日	条例素案について 前文素案のたたき台について 条文(案)について
第6回	平成17年 8月22日	前文素案について 条例素案について審議 条例名称について
第7回	平成17年 9月26日	前文素案について 条例名称、審議会名称について 条文(案)の解説文について
第8回	平成17年10月17日	最終報告書について 推進会議について
第9回	平成17年11月 7日	パブリックコメントに対する意見について 推進会議について 最終報告書について
第10回	平成17年11月21日	市長へ最終報告書提出

(2) まちづくり条例検討プロジェクト会議

開催日	主な内容
平成17年 7月21日	前文案について
平成17年 8月17日	条文素案について
平成17年 8月18日	条文素案について
平成17年 9月 7日	条文素案と解説について
平成17年 9月16日	条文素案と解説について
平成17年 9月20日	条文素案と解説について
平成17年10月28日	パブリックコメントに対する回答について

(3) 広報「いけだ」掲載状況

- 平成17年 4月 1日号 / (仮称)まちづくり条例策定委員会委員を募集
- 平成17年 6月 1日号 / 始めました まちづくり条例策定委員会・傍聴しませんか第3回策定委員会
- 平成17年 7月 1日号 / 条例策定に向けて検討中 (仮称)まちづくり条例策定委員会・第4回まちづくり条例策定委員会を傍聴しませんか・まちづくり条例とは
- 平成17年 8月 1日号 / (仮称)まちづくり条例策定委員会の傍聴
- 平成17年 9月 1日号 / (仮称)まちづくり条例策定委員会の傍聴
- 平成17年10月 1日号 / (仮称)まちづくり条例(素案)のパブリックコメントを募集・(仮称)まちづくり条例策定委員会の傍聴
- 平成17年11月 1日号 / (仮称)まちづくり条例策定委員会の傍聴
- 平成17年12月 1日号 / 市長へ条例素案を提出(予定)

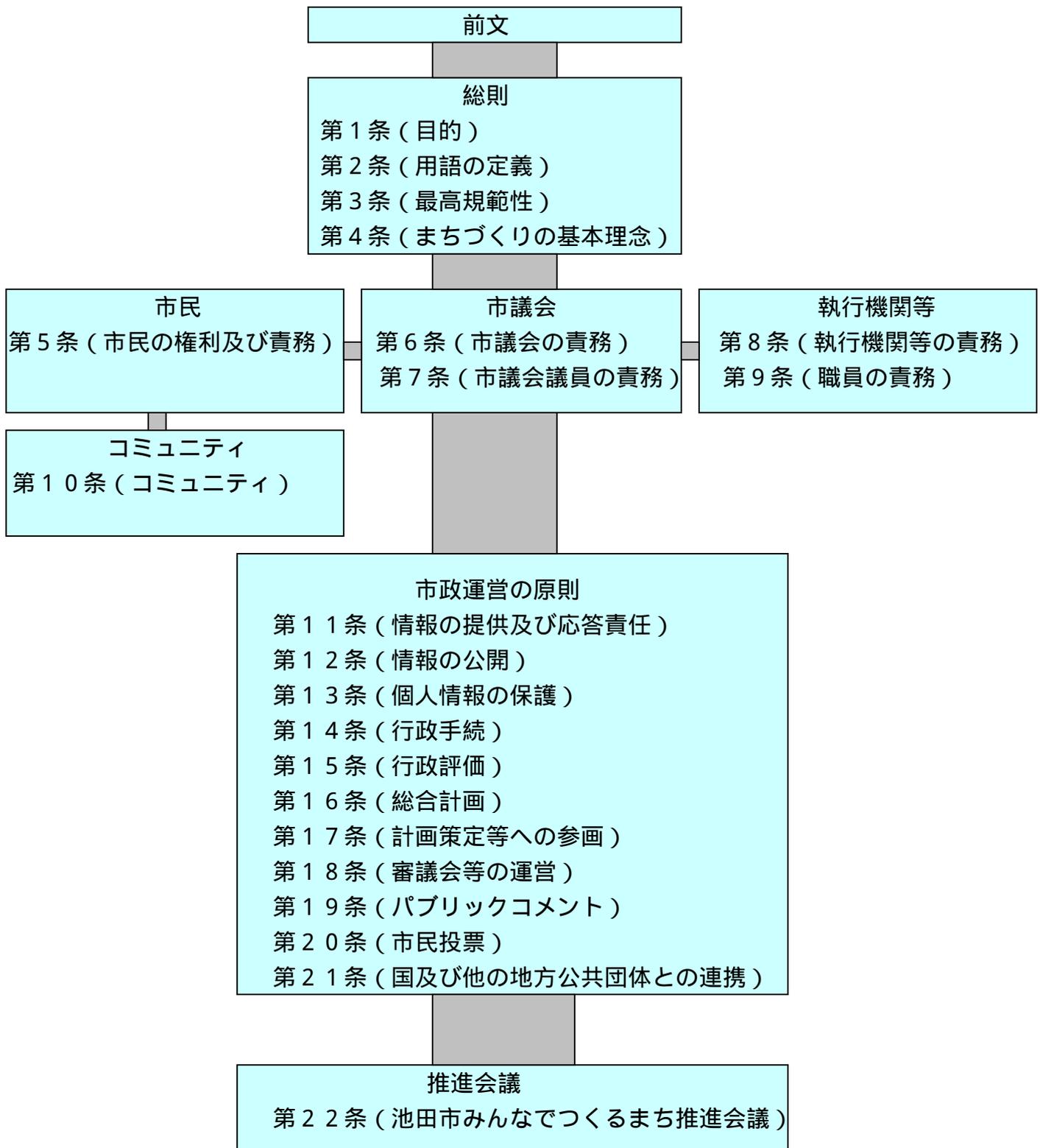
(4) ホームページの開設状況

平成17年 5月31日開設

(5) パブリックコメントを募集

平成17年10月5日より平成17年10月26日まで
4人と1団体の方々から63件のご意見をいただきました。

池田市みんなで作るまちの基本条例の骨格



条例素案

池田市みんなで作るまちの基本条例（素案）

前文

私たちが暮らす池田市は、大阪の都心部近く、大阪府北西部に位置し、市域の西側に猪名川、中央に五月山を有する、水と緑に恵まれたまちです。

江戸時代には、酒造り、細河郷の植木を筆頭に、近郷の物資の集散地として栄え、加えて著名な文人や学者の来往により文化も隆盛しました。この時代に始まった北摂随一の火祭り「がんがら火祭り」は、現在にも継承されています。

近代に入って以降は、わが国初の割賦による住宅分譲が行われ、さらには、20世紀最大の発明の一つインスタントラーメンも私たちのまちで誕生しました。クレハトリ、アヤハトリの織姫伝説とあわせて「衣・食・住における事始めのまち」は、大阪国際空港や高速道路網に代表される近代都市基盤のもとで、自動車産業などの新たな都市型産業も育んできました。

私たちは、先人が築き守り続けてきたまちの文化伝統と歴史に、自主的にそれぞれの思いを調和させてより暮らしやすいまちを創造し、未来を担う子どもたちへ責任を持って引き継がねばなりません。

よってここに、市民がまちづくりの主体であることを再認識し、子どもからお年寄りまで、世界を愛し平和を願い、命の尊さと人権を尊重し、お互いに助け合いながら、輝かしい"未来のまちづくり"に自ら取り組むことを宣言するとともに、市民と市議会そして執行機関等がまちづくりの基本理念を共有し、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、最高規範の条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市におけるまちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び執行機関等の責務並びに協働によるまちづくりを推進するための基本原則を定め、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 地域社会及びそこで暮らす市民の生活等に密接に関連する活動、市の施策、その他あらゆる取組みをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 執行機関等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (4) 協働 市民、市議会及び執行機関等が、それぞれの果たすべき役割及び責務を自覚し、相互に尊重し信頼しながら協力し合うことをいう。

(最高規範性)

第 3 条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を定めたものであり、本市における最高規範である。

- 2 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を尊重し、整合性を図らなければならない。各種計画の策定、運用及び見直しにおいても同様とする。

(まちづくりの基本理念)

第 4 条 本市におけるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 市民、市議会及び執行機関等が、協働により行うこと。
- (2) 市民、市議会及び執行機関等が、まちづくりに関する互いの情報を共

有すること。

(3) 市民の自主的・自立的な参画及び男女共同参画が保障されること。

(4) 個人の人権が尊重されるとともに、都市の活力、自然環境、生活環境及び教育・文化環境の調和が確保されること。

(市民の権利及び責務)

第5条 市民は、それぞれの立場から、自らの責任において、まちづくりに自由かつ平等に参画する権利を有するとともに、積極的に参画するよう努める責務を有する。

2 市民は、まちづくりに関し、的確に判断できるよう、必要な情報を知る権利を有する。

3 市民は、まちづくりに参画すること又は参画しないこと、参画の方法及び参画の程度を理由として、差別的な扱いを受けない。

(市議会の責務)

第6条 市議会は、市の議決機関として、市民の意思が市政に最大限反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めなければならない。

2 市議会は、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

(市議会議員の責務)

第7条 市議会議員は、議会の活動状況及び市政の状況等について、市民へ情報を提供し、説明に努めなければならない。

2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽を行い、施策の提案や提言等、誠実に職務の遂行に努めなければならない。

(執行機関等の責務)

第8条 市長は、市政運営の最高責任者として、市政の適正かつ円滑な運営に努めなければならない。

2 執行機関等は、この条例に定める基本原則を遵守した市政運営を行い、協働によるまちづくりを推進しなければならない。

3 執行機関等は、まちづくりに必要な能力を有する人材の育成を図らなければならない。

(職員の責務)

第9条 職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、まちづくりを推進するため、常に自己研鑽に努めなければならない。

(コミュニティ)

第10条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的に結ばれた組織をいう。

2 執行機関等は、コミュニティによるまちづくりを支援するものとする。

3 市民、市議会及び執行機関等は、コミュニティの役割を認識し、尊重しなければならない。

(情報の提供及び応答責任)

第11条 執行機関等は、自らが有するまちづくりに関する情報を、正確かつ適正に整理し、市民に分かりやすく提供するよう努めなければならない。

2 執行機関等は、市民の市政に関する意見及び要望に対して迅速かつ誠実に応答しなければならない。

(情報の公開)

第12条 市議会及び執行機関等は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を実現するため、別に条例を定め、自らが保有する情報を公開しなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 市議会及び執行機関等は、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、別に条例を定め、自らが保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(行政手続)

第14条 執行機関等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、

もって市民の権利利益の保護に資するため、別に条例を定め、処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に行わなければならない。

(行政評価)

第15条 執行機関等は、効率的かつ効果的に市政運営を行うため、施策等に対する評価を適時に行い、その結果を市民に公表しなければならない。

(総合計画)

第16条 基本構想及びこれを実現するために執行機関等が策定する基本計画(以下「総合計画」という。)は、第4条の基本理念に沿ったものでなければならない。

2 執行機関等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。

(計画策定等への参画)

第17条 執行機関等は、総合計画及び個別行政分野の基本計画の策定を行うに当たっては、市民の参画を推進しなければならない。

2 執行機関等は、施策の立案、実施及び評価の各段階において、連続的に市民の参画がなされるよう配慮しなければならない。

(審議会等の運営)

第18条 執行機関等は、審議会等(調停、審査、諮問又は調査を行うための機関その他これに類するものをいう。以下同じ。)の委員を選任するに当たっては、委員構成に配慮するとともに、可能な限り市民からの公募による委員を含めるよう努めなければならない。

2 審議会等の会議は、個人情報保護、公正な審議、その他会議の円滑な運営に支障があるとして当該審議会等があらかじめ定めた場合を除き、公開して行うものとする。

(パブリックコメント)

第19条 執行機関等は、市政における意思決定過程への市民の参画の場を確

保するため、パブリックコメント（意思決定前に市民の意見を求める手続をいう。）を実施するものとする。

- 2 執行機関等は、パブリックコメントの実施に際して市民から寄せられた意見に誠実に対応しなければならない。
- 3 パブリックコメントの対象、実施方法その他の必要事項については、市長が別に定め、これを公表しなければならない。

（市民投票）

第20条 市長は、市政に関わる重要事項について、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施するものとする。

- 2 市民投票の実施の判断は、市民の意向に十分に配慮したものでなければならない。
- 3 執行機関等は、市民投票の結果を尊重しなければならない。
- 4 市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、その都度、条例で定める。

（国及び他の地方公共団体との連携）

第21条 執行機関等は、まちづくりに関し、国及び他の地方公共団体との連携を図るものとする。

（池田市みんなでつくるまち推進会議）

第22条 この条例の趣旨に沿ったまちづくりを推進するため、池田市みんなでつくるまち推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議は、本条例の適正な運用に関すること及び見直しに関することを協議し、市長に意見を述べることができる。
- 3 市長は、前項に掲げる事項について、推進会議に対し意見を求めることができる。
- 4 市長は、第2項に基づく推進会議の意見に従い、必要な措置を講じなけれ

ばならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

条文素案と解説

前文

私たちが暮らす池田市は、大阪の都心部近く、大阪府北西部に位置し、市域の西側に猪名川、中央に五月山を有する、水と緑に恵まれたまちです。

江戸時代には、酒造り、細河郷の植木を筆頭に、近郷の物資の集散地として栄え、加えて著名な文人や学者の来往により文化も隆盛しました。この時代に始まった北摂随一の火祭り「がんがら火祭り」は、現在にも継承されています。

近代に入って以降は、わが国初の割賦による住宅分譲が行われ、さらには、20世紀最大の発明の一つインスタントラーメンも私たちのまちで誕生しました。クレハトリ、アヤハトリの織姫伝説とあわせて「衣・食・住における事始めのまち」は、大阪国際空港や高速道路網に代表される近代都市基盤のもとで、自動車産業などの新たな都市型産業も育んできました。

私たちは、先人が築き守り続けてきたまちの文化伝統と歴史に、自主的にそれぞれの思いを調和させてより暮らしやすいまちを創造し、未来を担う子どもたちへ責任を持って引き継がねばなりません。

よってここに、市民がまちづくりの主体であることを再認識し、子どもからお年寄りまで、世界を愛し平和を願い、命の尊さと人権を尊重し、お互いに助け合いながら、輝かしい"未来のまちづくり"に自ら取り組むことを宣言するとともに、市民と市議会そして執行機関等がまちづくりの基本理念を共有し、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、最高規範の条例を制定します。

池田市の最高規範としてこの条例を位置付け、本条例の制定に際し、前文を設けています。

前文は、市の特性、市のめざす姿、条例制定の理由で構成しています。

「市の特性」については、猪名川や五月山など豊かな自然環境と地理的条件に恵まれ繁栄してきたまちであることや、池田市の特徴である「事始めのまち」であることを謳っています。

「市のめざす姿」については、先人より受け継がれた文化伝統に加えて、自主的なまちづくり活動によって、理想とする「より暮らしやすいまち」を創造し、未来を担う子どもたちへ責任を持って引き継ぐとしています。

「条例制定の理由」については、市民がまちづくりの主体であることを再認識し、人権を尊重し、お互いに助け合いながら“未来のまちづくり”に積極的に取り組むことが重要であり、市民と市議会そして執行機関等の3者が、まちづくりの基本理念を共有し、「個性豊かな活力あるまち池田」を実現するため、協働でまちづくりに取り組むルールとして、池田市の最高規範である本条例を制定するものとしています。

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び執行機関等の責務並びに協働によるまちづくりを推進するための基本原則を定め、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

第1条は、本条例の目的を定めたものです。

本条例は、本市のまちづくりの基本理念(第4条)や市民、市議会及び市の執行機関等のそれぞれの責務を定めるとともに、3者協働によるまちづくりを推進するための基本原則(第11条以下)を定め、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的としています。

本条例における「市民」は、第2条第2号の定義で、市内に居住する者に加えて、市内で働く者及び学ぶ者も対象としていますので、「住みやすく」ではなく、「暮らしやすく」を用いました。

「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」は、総合計画にも掲げている、池田市がめざすべきまちの姿を表しています。今後も本市が市民にとって「暮らし続けたいまち」であり続けるために、多様化する市民ニーズに対応し、第4条で謳う基本理念により、「池田らしさ」を創出するまちづくりを展開しながら、活力あるまち池田の実現を図ることを本条例の目的としました。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **まちづくり** 地域社会及びそこで暮らす市民の生活等に密接に関連する活動、市の施策、その他あらゆる取組みをいう。
- (2) **市民** 市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) **執行機関等** 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (4) **協働** 市民、市議会及び執行機関等が、それぞれの果たすべき役割及び責務を自覚し、相互に尊重し信頼しながら協力し合うことをいう。

第2条は、本条例で使用する重要な用語を定義しています。

本条は、この条例を定めるに当たり、認識を共通にしておくべき用語について定義したものです。

第1号「まちづくり」 「まちづくり」の概念は、限定的に捉えるべきではなく、より幅広く捉えるべきと考えます。社会情勢の変化により、今後まちづくりの概念が変わっていく可能性も否定できません。本市において「まちづくり」というと「都市基盤の整備」という狭義のイメージがありますので、それと区別するため、広い概念で地域社会及びそこで暮らす市民の生活に密接に関連する活動、市の施策、その他あらゆる取組み

としています。道路や上下水道の整備、市街景観形成などのハード的なものから、教育・福祉・経済・文化・環境保全などソフト的なものまで幅広く捉えています。

「市の施策」とは、市政における個別分野の種々の具体的事務事業のことを表し、まちづくりにおいて具体性をもたせる意味で、用いています。

第2号「市民」 これからのまちづくりは、本市で生活し、あるいは活動している全ての人々の参画と協働により進める必要があるとの考えから、市内に居住する者のみならず、市内で働く者、学ぶ者、さらに市内に事業所を有する法人やNPO団体、自治会、サークル団体も含めたその他の団体を「市民」として定義しています。まちは、そこに住む人々だけによって成長・発展するものではなく、本市以外からの人材等の集積も大きく寄与するものであり、逆にそれなくしてはまちの発展はありえないといえます。このようなことを踏まえ市民を定義しています。なお、外国人もこの定義に当てはまる者はすべて市民となります。

第3号「執行機関等」 市長及び地方自治法第180条の5に列記されている執行機関に、独立した権限を有する公営企業管理者を加えたものであり、一般に「行政」と言われるすべてを網羅したものです。

第4号「協働」 市民、市議会及び執行機関等のそれぞれ異なる主体が、役割と責務を分担し合い、お互いの特性等を尊重し、信頼しながら協力していくことであり、これからのまちづくりにおける重要なキーワードとなるものです。

なお、「責務」とは市民、市議会及び執行機関等がそれぞれ責任として果たすべき務めのことを意味します。

（最高規範性）

第3条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を定めたものであり、本市における最高規範である。

2 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を尊重し、整合性を図らなければならない。各種計画の策定、運用及び見直しにおいても同様とする。

第3条は、本条例の持つ最高規範性について定めたものです。この条例は本市のまちづくりにおける最高規範として制定しますので、その実効性を確保するためこの条文を置きました。

法体系上は、個々の条例にその優劣、高低はありませんが、この条例の基本理念に基づいた本市のまちづくりを推進していくために、他の条例、規則、要綱等の制定改廃から解釈運用までに加えて構想、計画等の策定から運用、見直しまでについて、本条例との整合性を図ることを義務付けることで、実態としての運用上の最高位に位置する条例としたものです。

(まちづくりの基本理念)

第4条 本市におけるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 市民、市議会及び執行機関等が、協働により行うこと。
- (2) 市民、市議会及び執行機関等が、まちづくりに関する互いの情報を共有すること。
- (3) 市民の自主的・自立的な参画及び男女共同参画が保障されること。
- (4) 個人の人権が尊重されるとともに、都市の活力、自然環境、生活環境及び教育・文化環境の調和が確保されること。

第4条は、本市のまちづくりの基本理念を定めたものです。

目的(第1条)にのっとり、これからの本市のまちづくりの基本理念として、まちづくりに取り組むうえで最も重要なことを定めています。ある意味では当たり前のことです。しかし、それをこの条例で明らかにすることに意義があります。

この条例の目的である「暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」のため、市民、市議会及び執行機関等がまちづくりを協働により行います。そのためには、三者がお互いの情報を共有する必要があり、まちづくりの参画に当たっては、市民の自主的・自立的参画や男女共同参画が保障され、実際のまちづくり活動においては、個人の人権を尊重しながら、環境への配慮をし続ける必要があります。以上4項目を本条例の柱となるべき基本理念としています。

第1号では、市民、市議会及び執行機関等のそれぞれ異なる主体が、役割と責務を分担し合い、お互いの特性等を尊重し、信頼しながら協力してまちづくりに取り組むことを明記しています。

まちづくりを行ううえで必要な情報は、執行機関等側が積極的に提供するのとは勿論のこと、市民が保有する情報も積極的に提供していただき、協働のパートナー同士が持っているまちづくりに関する情報を共有することを第2号に明記しています。

本条例の施行後は、積極的な市民のまちづくりを支援するため、情報共有の一環として、条例の内容をわかりやすく説明した冊子を作成し、市民の周知を図ることも1つの方法として考えています。

第3号では、まちづくりについて、市民の自主性の尊重及び、男女が共に対等なパートナーとして、責任を分かち合いながら参画する機会を保障しています。

第4号では、猪名川や五月山の自然に恵まれ、「教育・文化・健康都市」である本市らしさを次世代に引き継ぎ、活力に満ちた地域社会を実現(都市の活力)するために、市民(事業者)や執行機関等は、環境(自然、生活、教育・文化)へ配慮し、安心して暮らせるまちづくりを行うこととしています。

環境については、人の生活に関する「生活環境」、自然の生態系をめぐる土地、動植物等に関する「自然環境」、人の教育に関する環境、歴史的意義を有する風土的環境及び文化的なものを創造発展させていく環境を合わせて「教育・文化環境」としています。

(市民の権利及び責務)

第5条 市民は、それぞれの立場から、自らの責任において、まちづくりに自由かつ平等に参画する権利を有するとともに、積極的に参画するよう努める責務を有する。

2 市民は、まちづくりに関し、的確に判断できるよう、必要な情報を知る権利を有する。

3 市民は、まちづくりに参画すること又は参画しないこと、参画の方法及び参画の程度を理由として、差別的な扱いを受けない。

第5条は、市民の権利及び責務について定めたものです。

本条例において、地方自治法には直接明示されていないまちづくりへの参画権やそれに必要な情報を知る権利を市民の権利として規定しています。また、権利は同時に責務を伴います。

第1項は、まちづくりに関して、市民は、年齢、性別、社会的環境等それぞれの立場から、自らの発言と行動に責任を持ったうえで、自由かつ平等に参画できる権利を有しているとともに、まちづくりの主体として積極的に参画する責務をも有しているという考え方を示しています。

第2項は、まちづくりに関し、市民は、自ら考え行動するために的確に判断できるよう、必要な様々な情報を知る権利を有していることを掲げています。必要な情報を知る権利とは、執行機関等から提供される情報を受け取るだけでなく、自ら積極的に執行機関等に対してまちづくりに関する情報の提供を要求でき、これを取得できる権利をいいます。

第11条以下に権利の具現化のための規定をおいています。

まちづくりへの参画は、強制されることのない権利であることから、第3項では市民は、その行使の有無や程度により差別を受けるものではないことを定めています。

一方で、市民がまちづくりに気軽に参加できるような環境が整備されることも大切であると考えています。

(市議会の責務)

第6条 市議会は、市の議決機関として、市民の意思が市政に最大限反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めなければならない。

2 市議会は、市民に関かれた議会運営に努めなければならない。

第6条は、市議会の責務について定めたものです。

市議会は市長とともに住民の直接選挙によって選ばれる代表機関であり、市長と独立対等な地位にあり、執行機関等を監視するという大切な役割を持つため、本条において定めています。

市議会は、市の予算や重要な事柄を審議し、執行機関等の事務に関する調査を行い、市政運営を監視する責務を有しています。

市議会は「会議の公開」と第4条第2号の「情報共有」を行うことで、市民に関かれた議会運営に努めるとしています。

（市議会議員の責務）

第7条 市議会議員は、議会の活動状況及び市政の状況等について、市民へ情報を提供し、説明に努めなければならない。

2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽を行い、施策の提案や提言等、誠実に職務の遂行に努めなければならない。

第7条は、市議会議員の責務について定めたものです。

住民の意思を代表する市議会議員の果たす役割はますます重要になっています。

市議会議員は第4条のまちづくりの基本理念にのっとり、「いけだ市議会だより」等で市民への情報共有を図り、説明責任に努めることを定めています。

前条の責務を遂行するため、常に自己研鑽に努め、本会議の一般質問や各種常任委員会での質疑により施策の提案や提言等を行い、市民の信頼に応え、市民のため誠実に職務の遂行に努めることを定めています。

（執行機関等の責務）

第8条 市長は、市政運営の最高責任者として、市政の適正かつ円滑な運営に努めなければならない。

2 執行機関等は、この条例に定める基本原則を遵守した市政運営を行い、協働によるまちづくりを推進しなければならない。

3 執行機関等は、まちづくりに必要な能力を有する人材の育成を図らなければならない。

第8条は、執行機関等の責務について定めたものです。

第1項には、市の行政事務を管理運営する執行機関の代表である市長の責務について定めています。市長は市民の信託を受けていることを厳粛に受け止め、市政の適正かつ円滑な運営に努めるとしています。

第2項には、執行機関等の責務を掲げています。市民、市議会及び市の執行機関等の3者協働によるまちづくりを推進するための基本原則（第11条以下）により、市政運営を行う考え方を示すものです。

第3項には、執行機関等の人材育成を掲げています。これからのまちづくりにおいては市職員に限らず、様々な人材（例えばNPO（非営利活動団体）、ボランティア等も含めて）の育成を図らなければならないことを定めています。

（職員の責務）

第9条 職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、まちづくりを推進するため、常に自己研鑽に努めなければならない。

第9条は、市長の補助機関である市の職員の責務について定めたものです。

市職員は、まちづくりの推進に当たっては、職員としての立場において住民一人ひとりの力ではできない公共的な業務を担わなければならないというだけでなく、市民としての立場から、市民の視点に立って行動する必要があります。

すなわち職員は、行政と市民との間の橋渡しとして、非常に重要な役割を担っているのです。その役割を果たすためには、職員が自らが市民の一員であるという自覚を持つ

ことはもちろん、積極的に市民と連携する中で、情報提供を行いわかりやすい説明をすることが求められることから、専門的知識を自発的に習得し、政策形成能力や調整能力などの向上に努めなければならないことを定めています。

(コミュニティ)

第10条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的に結ばれた組織をいう。

2 執行機関等は、コミュニティによるまちづくりを支援するものとする。

3 市民、市議会及び執行機関等は、コミュニティの役割を認識し、尊重しなければならない。

第10条は、コミュニティについて定めたものです。

地域を構成する市民がお互いに助け合い、支え合い、いきいきと暮らすことができるコミュニティの形成は地域にとって大切なことです。行政だけでは解決できない地域の多様な課題を地域の市民同士の自主的な活動や執行機関等との協働を通じ解決することが、まちづくりの基本であるとの考え方により、コミュニティをまちづくりの主体として位置づけています。

執行機関等は、コミュニティによるまちづくり活動を様々な方法で支援します。コミュニティの組織作りを支援し、情報提供、人材派遣、相談、コミュニティ間どうしでの調整等を行います。

自治会やNPOなど様々な結びつきは一人ひとりを生き生きとさせ、また、一人で解決できない課題をサポートする役割を果たします。市民同士の様々な活動が存在し、市民、市議会及び執行機関等が互いにその活動を尊重し合うことが自主性や自立性を高めるものと考えます。

(情報の提供及び応答責任)

第11条 執行機関等は、自らが有するまちづくりに関する情報を、正確かつ適正に整理し、市民に分かりやすく提供するよう努めなければならない。

2 執行機関等は、市民の市政に関する意見及び要望に対して迅速かつ誠実に応答しなければならない。

第11条は、情報の提供及び応答責任について定めたものです。

市政運営に当たり、情報提供、情報管理、説明責任及び応答責任について執行機関等が果たすべき役割を明確にしていく考え方を示すものです。

市民参画を推進するためには、市民に対する説明責任を踏まえた情報提供によって、市民と執行機関等が保有する情報の共有化を図っていくことが必要です。そのため、情報については、いつでもわかりやすく提供できるよう適正に整理、保存することを定めています。

市民の意見、要望については、その事実関係を速やかに調査し、調査結果や執行機関等としての考え方を市民に対して応答する責任があることを明記しました。

誠実に応答するとは、市職員が市民からの意見・要望について「できること」と「できないこと」の区別とその説明を行い、できることであっても「すぐできること」と「一

定期間を要すること」について要望当事者にわかりやすく説明するとともに、その処理に一定期間を要するものについては、その途中経過についても報告することを意味します。

(情報の公開)

第12条 市議会及び執行機関等は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を実現するため、別に条例を定め、自らが保有する情報を公開しなければならない。

第12条は、情報公開について定めたものです。

市民が、まちづくりに関し、自ら考え行動するためには、知る権利(第5条)が保障され、市政に関する様々な情報やまちづくりに対する考え方などが十分に提供(第11条)されなければなりません。このため、情報公開に関する条例を定め、市議会及び執行機関等が、情報を公開していくことで公正で開かれた市政を実現することを定めています。現時点では池田市情報公開条例がこの条例に当たります。

(個人情報の保護)

第13条 市議会及び執行機関等は、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、別に条例を定め、自らが保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第13条は、個人情報の保護について定めたものです。第12条で情報の公開を義務づけている一方で、個人情報について配慮する必要があるため、これを本条に定めています。

高度情報通信社会の進展による、大量かつ高度に処理された個人情報の流通、蓄積、利用は、個人ニーズの的確な反映や迅速なサービス等の提供を実現しますが、反面その取り扱いによっては個人の権利利益を損なうおそれをも増大させています。このため、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取り扱いに関する条例を定め、市議会及び執行機関等が、保有する個人情報を適正に取り扱うことを定めています。現時点では池田市個人情報保護条例がこの条例に当たります。

(行政手続)

第14条 執行機関等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資するため、別に条例を定め、処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に行わなければならない。

第14条は、行政手続について定めたものです。

行政手続条例は、行政に対して申請がなされてから結論を出すまでの標準期間を定めたり、不利益処分をする場合は理由を示すなど行政の透明性を図るために必要な事項を定め、市民の権利と利益の保護に努めることにより、信頼され透明性の高い市政を運営することを目的としています。

「市政運営における公正の確保と透明性の向上」とは、執行機関等の意思決定について、その内容及び過程を市民にとって明らかにすることをいいます。

現時点では池田市行政手続条例がこれに当たります。

（行政評価）

第15条 執行機関等は、効率的かつ効果的に市政運営を行うため、施策等に対する評価を適時に行い、その結果を市民に公表しなければならない。

第15条は、行政評価について定めたものです。

行政評価とは、市職員がコスト意識を持ち、事務事業を見直すシステムを確立することによって、限られた財源の効率的活用を図るとともに、市民に対して市政運営に関する説明責任を果たすための1つの手法です。本市の行政評価は、事務事業評価方式を採用しており、事業に携わる担当職員が適時に対象事業について「必要性」「緊急性」「効果性」を可能な限り客観的に評価し、各年度の評価結果等を広報誌やホームページ等で公表しています。

（総合計画）

第16条 基本構想及びこれを実現するために執行機関等が策定する基本計画（以下「総合計画」という。）は、第4条の基本理念に沿ったものでなければならない。

2 執行機関等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。

第16条は、市政運営の基本指針である総合計画について定めたものです。

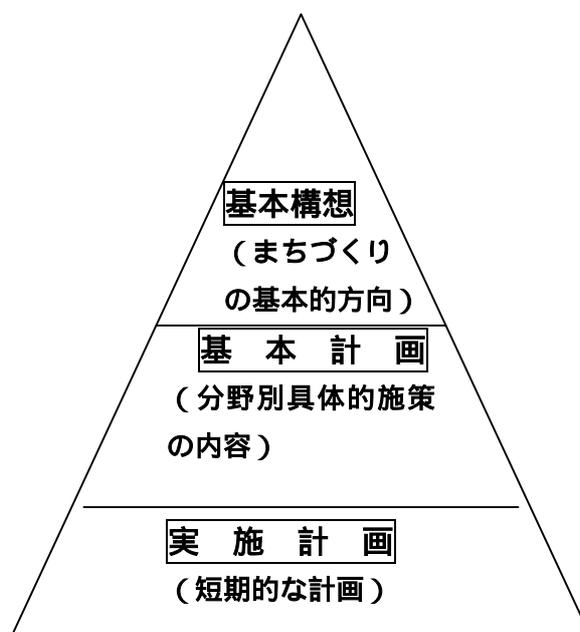
基本構想とは、地域の特性、社会情勢の変化及び市民意識の動向などの総合計画策定の背景を明らかにしつつ、将来都市構想、施策の大綱など、まちづくりの基本的方向を示すものです。市民の意向が適切に反映されることが基本です。

総合計画は基本構想に基づいた基本計画、実施計画の総体を表すもので、基本構想を実現するため、分野別施策の内容を示すものであり、本市でのまちづくりに尊重されるべき指針となるものです。

市が定める計画の中で最上位の計画である総合計画も、当然のこととして市の最高規範である本条例に規定する基本理念に沿ったものでなければなりません。

総合計画は、市政運営の根幹をなす計画であり、市の事業をこの計画に基づいて実施、運営することを「総合的かつ計画的な市政運営」と表わしています。

* 地方自治法第2条第4項 「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」



(計画策定等への参画)

第17条 執行機関等は、総合計画及び個別行政分野の基本計画の策定を行うに当たっては、市民の参画を推進しなければならない。

2 執行機関等は、施策の立案、実施及び評価の各段階において、連続的に市民の参画がなされるよう配慮しなければならない。

第17条は、計画策定に当たっての市民の参画について定めたものです。

第1項は、執行機関等は、総合計画及び個別行政分野の基本計画（例えば環境基本計画など）を策定するに当たって、審議会等の委員の公募（第18条）、パブリックコメントの実施（第19条）など様々な方法で市民の参画の機会を確保しなければならないことを定めています。

第2項は、市民参画に当たっては、施策の立案だけではなく、立案後の計画の実施及び評価においても市民が各段階で連続して参画できるよう執行機関等が配慮しなければならないことを定めています。

(審議会等の運営)

第18条 執行機関等は、審議会等（調停、審査、諮問又は調査を行うための機関その他これに類するものをいう。以下同じ。）の委員を選任するに当たっては、委員構成に配慮するとともに、可能な限り市民からの公募による委員を含めるよう努めなければならない。

2 審議会等の会議は、個人情報保護、公正な審議、その他会議の円滑な運営に支障があるとして当該審議会等があらかじめ定めた場合を除き、公開して行うものとする。

第18条は、執行機関等の設置する審議会の運営について定めたものです。

市政運営に関して多種多様な意見の集約に努めるため、審議会等の委員の選任については、男性及び女性並びに各世代から幅広く人材を登用することを定めています。また、市民の中から優れた人材を得るため、公募委員を含めるとしています。なお、法令等により委員の構成が定められている場合や、高度な専門性を有する事案を扱う場合など、審議会の性質上公募になじまないものもあることから、「可能な限り」としています。審議会等の会議については、市民の市政への参画や市政の意思形成過程の透明性の向上という観点から、個人情報保護、公正な審議、その他会議の円滑な運営に支障があるとして当該審議会等があらかじめ定めた場合を除き、公開して行うものとしています。

(パブリックコメント)

第19条 執行機関等は、市政における意思決定過程への市民の参画の場を確保するため、パブリックコメント（意思決定前に市民の意見を求める手続をいう。）を実施するものとする。

2 執行機関等は、パブリックコメントの実施に際して市民から寄せられた意見に誠実に対応しなければならない。

3 パブリックコメントの対象、実施方法その他の必要事項については、市長が別に定め、これを公表しなければならない。

第19条は、パブリックコメントについて定めたものです。市民投票（第20条）とともに、市民がまちづくりに参画する具体的手法を規定しています。

パブリックコメント制度とは、

市の施策に関する基本的な計画の策定又は改廃に係る案

市政の基本方針を定めることを内容とする条例

市民に義務を課し若しくは権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及び保険料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案

その他、執行機関等が特に必要と認めるもの

上記事項（以下、「計画等」をいう。）を立案する過程において、案の段階で広く内容を公表し市民等から意見を求める手続です。執行機関等は、寄せられた意見を踏まえ、計画等の案について最終的な意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表します。また提出した意見に基づいて案を修正した場合には、その内容及び理由をも併せて公表します。これにより意思決定過程の公正の確保と透明性の向上を図ります。

パブリックコメントの実施に際して、市民等から寄せられた意見には、誠実に対応することを義務付けています。

「誠実に対応」とは、執行機関等が、意見を取り入れるか、取り入れないか、またその理由は何か、執行機関等としての考え方を明確にかつ速やかに説明することを意味しています。

「公表」とは、パブリックコメントの実施に際しては、事前に広報誌等で予告するよう努め、実施に当たっては、ホームページや行政情報コーナーにて、実施方法や計画等に加えて意見を求めるための判断材料となる資料を公表することにより、必要事項を市民等に周知することを意味しています。

「必要事項については、市長が別に定め」たものとしては、現時点では「池田市パブリックコメント手続要綱」がこれに当たります。

（市民投票）

第20条 市長は、市政に関わる重要事項について、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施するものとする。

2 市民投票の実施の判断は、市民の意向に十分に配慮したものでなければならない。

3 執行機関等は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

4 市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、その都度、条例で定める。

第20条は、市民投票について定めたものです。

複雑化した現代社会において、多様な市民ニーズをより適切に市政運営に反映させるためには、場合によって直接民主制的手法が必要となることがあります。市民が投票によりその意思を直接表明する市民投票の制度化が、市民自治の充実を図る観点から必要であるとの考え方から本条を定めています。

過去に全国の市町村で実施された例としては、原子力発電所建設や産業廃棄物処分場建設、市町村合併の是非などがあります。本市においては、平成16年度に「池田市が豊能町と合併することについて市民の意思を問う住民投票条例」を条例化しましたが、実施には至りませんでした。

第1項における「市政に関わる重要事項」とは、市の将来を大きく左右するような事項のことを指し、市民投票の実施の判断は市長が行います。

一方で、市長による実施の判断以外で、市民投票が行われる場合もあります。地方自治法第74条では、住民の直接請求の制度が規定されており、有権者は、その総数の50分の1以上の署名をもって、市長に条例制定の請求ができることとなっています。したがって、本市の有権者は、市民投票の実施について定める条例を直接請求することができます。

また、市議会議員については、議員定数の12分の1以上の者の賛成をもって、議案を提出することができます（地方自治法第112条）。したがって、議会（市議会議員）は、市民投票の実施について定める条例を制定することができます。

しかしながら、有権者以外の市民（在勤者、在学者、未成年者等）については、市民投票の実施について自らアクションを起こす方法は法令上担保されていません。そこで、有権者以外の市民の意向も、市民投票の実施に反映されるよう、第2項において、市民投票の実施の判断に当たっては、市民の意向に十分配慮することを規定しました。市民投票の結果は、法的拘束力を持つものではありません。しかしながら執行機関等がこの結果を重く受け止めたうえで最終的な意思を決定すべきことは言うまでもありません。第3項は、投票結果の尊重義務を確認的に規定したものです。

意思決定は、本来的には市長と市議会のなすべき基本的役割であり、市民投票の実施については、そのあり方を議会で十分に論議する必要があることから、個別の案件ごとに条例で定める必要があります。第4項は、市民投票に参加できる者の資格その他市民投票について必要な事項は、その都度、条例で定めるものとしています。

本条例はまちづくりを市民、市議会及び執行機関等が、協働により行うことを基本理念としており、用語の定義（第2条）に明記していますように市民には本市在勤者、在学者が含まれます。案件によっては、本市在勤者、在学者も投票資格者として参加した方が望ましい場合も想定されますので、「住民投票」とせず、「市民投票」としました。

（国及び他の地方公共団体との連携）

第21条 執行機関等は、まちづくりに関し、国及び他の地方公共団体との連携を図るものとする。

第21条は、本市と国や他の地方公共団体との連携について定めたものです。

まちづくりをより充実したものとするため、国や他の地方公共団体と連携・協力することを定めています。

地方分権の推進においては、さまざまな分野での広域行政の可能性を追求し、広域的視点に立ったまちづくりを進めるとともに、より効率的な行政運営を進める必要があります。そのために、国、大阪府及び近隣自治体間での人材交流や情報共有を図るとともに、近隣自治体間においては、さまざまな分野（医療、福祉、消防、防災、観光など）で広域連携を図ることを定めています。

（池田市みんなで作るまち推進会議）

第22条 この条例の趣旨に沿ったまちづくりを推進するため、池田市みんなで作るまち推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議は、本条例の適正な運用に関する事及び見直しに関する事を協議し、市長に意見を述べる事ができる。
- 3 市長は、前項に掲げる事項について、推進会議に対し意見を求める事ができる。
- 4 市長は、第2項に基づく推進会議の意見に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第22条は、池田市みんなで作るまち推進会議の設置（以下「推進会議」という。）について定めたものです。条例の施行により参画と協働によるまちづくりがどれだけ進んだか、市民の満足度がどれだけ高められたか、その実効性を確認することは重要です。そのために、本条において推進会議の設置を規定しました。

参画と協働によるまちづくりなど、本条例の理念を推進するため、この条例の適正な運用に関する事及びこの条例の見直しに関する事について協議する推進会議を設置することを定めています。

推進会議は、本条第2項の事項については、市長から意見を求められた場合のみならず、推進会議自らが必要に応じて協議し、市長に意見を述べる事ができるものとしています。市長は推進会議の意見に従い、必要な措置を講じなければなりません。

なお、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別途規則で定めるとしています。

この会議も、第18条の規定にのっとり、公募委員を含め、専門家やNPOの代表者などの各界各層の市民委員で構成することになります。

策定委員会での主な意見

最終報告書作成までの9回に渡る委員会において議論の経過の中で出された意見等について、以下のとおりまとめました。

【条例の名称】

「まちづくり基本条例」にするのか「自治基本条例」にするのか。

「まちづくり条例」というと街並みや景観のイメージがあり、逆に「自治基本条例」となると難しくなりすぎる懸念がある。市民にわかりやすい条例にすべきである。

池田市にはまちの活性化推進事業を行う「まちづくり協議会」があり、それと関連があるように誤解されるので、「まちづくり基本条例」は避けたほうがよい。

「自治基本条例」とした場合、条文案には「自治」という文言が1つも出てこない。仮に「自治基本条例」とするなら、条文に「自治」の概念を書いておくべきと考える。

策定プロジェクトで出た名称は、まちづくりはハードのイメージがあるので避けたという意見がほとんどで、「池田市自治基本条例」が1番多く、他には「池田市住民自治基本条例」、「池田市自治総合基本条例」というのもあった。

まちづくりというよりも市全体の運営について、書いてあるので「都市運営基本条例」はどうか。

長い名称の方がインパクトがあると思い、また最高規範性を示すために“基本条例”といった語句を条例名称に入れる必要があると考えた。「市民の、市民による、市民のための自治を進めるための基本条例」「暮らしやすく、個性豊かで、活力に満ちた地域社会を実現するための基本条例」「市民による池田らしいまちづくりを進めるための基本条例」という名称はどうか。

「池田市暮らしやすいまち基本条例」はどうか。

条例名称も目的がイメージできるほうがよい。「市民の、市民による、市民のための自治を進めるための基本条例」も良いと思うし、「池田市みんなでまちづくりの基本条例」も良いのではないか。「まちづくり」が、まちづくり協議会との誤解を招くということであれば、「池田市みんなで作るまちの基本条例」とすれば良い。

「暮らしやすく、個性豊かで、活力に満ちた地域社会を実現するための基本条例」に参画と協働が加われば、この条例の全てを物語ることになる。この名称をサブタイトルにすると、もう少し条例の意図が伝わりやすいと思う。

この条例は、あくまでまちづくりのための条例であり、まちをつくっていくニュアンスは入れるべきかなと思う。

「池田市みんなでつくるまちの基本条例」は、言いやすいし、わかりやすい。

【前文】

[構成]

条例を制定するに当たっての基本認識、市民が考える最重要となる価値やあるべき地域社会の姿、多くの市民が池田市の特徴として誇りに思っていること。以上3項目については、前文に盛り込むことが必要。

[歴史・特徴]

池田の自然からいうと、猪名川、五月山、文化面からは小林一三のイメージが考えられる。

池田のブランドとして、チキンラーメン、ダイハツがある。

400年の歴史がある植木産業もある。

池田は古い歴史を有し、江戸時代から物資の集散地として商業が栄えた。江戸時代から続くがんがら火祭りもある。

歴史的には池田が豊能地区の中心だった。国や大阪府の出先機関が設置されている。

明るく住みよいまち、安心・安全なまち、住んで得するまち、住みたくなるまちを前文に盛り込みたい。

前文には市民がだれでも知っている特徴を盛り込むべきである。

室町は日本で最初の分譲住宅地であり、インスタントラーメンの発明も、池田で生まれた。先進性もキーワードに入れることができる。

池田で思い浮かぶのは五月山であり、都心から近く住みやすいまち、文教のまち、こういった特徴を前文に入れてほしい。

「クレハトリ」「アヤハトリ」「インスタントラーメン」「割賦による住宅分譲」など池田の特徴である「衣食住における事始めのまち」が記載されているが、この「事始めのまち」がこれからのまちづくりにどのようにつながっていくのかがわからない。

近代都市基盤である大阪国際空港や池田市に本社があるダイハツとかの自動車産業の語句を引用すべきである。

[教育大学附属池田小学校事件]

出張先で池田市のことを紹介したら、大阪教育大学附属池田小学校の事件のイメージが未だ残っている。事件のマイナスのイメージを逆手にとって、安全面を打ち出していくことが池田にとって特徴のあることだと思う。池田にとって悲しい事件であったが、ANSINメールに代表されるように、それをきっかけに安全なまちに変わって行くことを打ち出していければと思う。

池田が全国的に有名になったのは、大阪教育大学附属池田小学校の悲しい事件からである。しかし、事件後学校の正門に警備員を置くなどすぐに対策をとった。前文には悲しい事件を乗り越えるような表現を盛り込むことができればと思う。

[新しい芽生え]

古き池田の良さである自治会を中心としたコミュニティから、新しい形態のコミュニティが芽生えつつある。それを尊重したまちづくりを進めていくことを前文に盛り込んだら良い。

市民自治の先駆けといった、古い歴史を持ち、新しい居住者も増えて市民自治が出て来つつあるニュアンスの言葉はぜひ入れていただきたい。

【第2条 用語の定義】

[まちづくり]

「まちづくりの定義」として、よりよい暮らしを個人個人が作って行く暮らしづくりそのものがまちづくりであるというようなことを、謳う必要がある。

[市民]

子ども条例が池田市にあるので、子どもも「市民の定義」の対象とすればよい。

まちづくり関連のイベントがある場合、子どもがたくさん参加することも想定されるので、「市民の定義」については、年齢制限を設ける必要はなく、対象として広くとらえたほうが良い。

女性の立場からいうと、働く女性が増加し子どもを預ける場所などの子育ての環境が必要であり、市民参画にあたって事業所の理解がないと進まないの、「市民の定義」に事業所もいれるべきと思う。

池田市の条例なので、「市民の定義」は住民票のある人とすべきではないか。

「市民の定義」に、法人を入れるべき。実際活動するのは個人であるが、コミュニティ形成に熱心な企業やNPOもある。

【第3条 最高規範性】

市が定める最高規範である位置づけを明文化する必要がある。
他の条例や規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たって整合を図るだけでなく、市が策定する「構想、計画、事業など」も整合を図る必要があることを謳うべきであり、第2項「他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図るとともに、市が策定し実施する全ての構想、計画、事業についても、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。」としてはどうか。

【第4条 まちづくりの基本理念】

[人権の尊重]

静岡市の条例に「まちづくりに参加する市民は、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等にかかわらず、互いが平等であることを認識し、互いの人権を尊重しなければならない。」とあるが、この部分は必要と考える。

[環境]

岸和田市の条例に「事業者は事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するように努める」とあるが、自然に関心があるのでこのような項目を盛り込んでいただきたい。

細河地区には棚田をはじめ貴重な生き物や植物があり、自然環境が残っている。開発により自然がなくなるのは残念な気がする。貴重な自然を後の世代に残していきたい。

条文の「都市の活力、自然環境、生活環境及び教育・文化環境」は、都合の良い言葉である半面、どのようにでも解釈できることを意味する。その範囲を「解説文」において明確にしておくべきである。

[男女共同参画]

市民参画には男女共同参画を盛り込むべきである。

【第5条 市民の権利及び責務】

[市民のまちづくりへの参加]

池田市には、地域によって自治会があるところとないところがあり、あるところでも自治会に入っていない人もいる。そういう人にまちづくり

への参加をどう呼びかけていくのか。

昔から住んでいる人は自治会に入っている。新築のマンションの場合、自治会の加入率が低い。地元の祭りにも参加する人が少ないので、なかなか意思の疎通ができない。

市民が自主的、主体的にまちづくりに参加することで、責務が発生する。行政が持っている情報を提供してもらっただけでなくて、むしろ自ら地域を知ることによって得た情報を行政に提供する。そういった活動に参加することを条例に位置づけてはどうか。

どういうやり方で地域を知るのが、具体的な方法で活動を条例に明記できればと思う。

市民の立場で受身的なものよりも積極的な責務を位置づける。それに対して行政はそういう活動が円滑にできるように支援するような役割を条例で謳うべきである。

権利としてまちづくりに参加できるだけでは、もの足りない。参加するための情報を知るために自分で地域を知り積極的にまちづくり活動を行う。それで市民と市との信頼関係が強固になる。

【第6～9条 市議会、市議会議員、執行機関等、職員の責務】

自治基本（まちづくり）条例が、自治運営に関する基本事項を定めるものならば、議会に関する事項についても規定すべきである。

市長は執行機関であり、市議会は議決機関であり、それぞれ独立している機関であるが、執行機関側が議決機関である市議会のことを一方的に書いていいものかという問題がある。

まちづくりについて自己研鑽することは重要であり、盛り込んでいただきたい。

【第10条 コミュニティ】

[市民間の合意形成]

竹やぶにホタルがいるということで、片や鑑賞する人がいれば、蚊が発生するから、竹やぶを切ってしまう人もいる。そうすると、ホタルがいなくなる。自然環境を守っていく場合、条例に利害が相反する市民間の合意形成について、盛り込んでほしい。

まちづくりをする場合、利害対立があり、行政が調整を行う。紛争調整については、まちづくり条例に書いているところはない。紛争を解消して次の段階にいくことを条例で書ければいいと思う。

[新しいコミュニティの形成]

自治会よりも、NPOやサークル活動といった新しいコミュニティの形態が出現している。これらは自発的、自然発生的にそれぞれ目的を持って集まって新しい形態を築いている。新しい池田の市民性、文化と捉えるべきである。

コミュニティの定義としていろいろ捉えるようにした方が良い。自治会も含めてまちづくり活動をする主体としてのコミュニティにすれば良い。

まちづくりをするには地区の人々の協力が必要。コミュニティはその基盤づくりみたいなものである。

コミュニティがしっかり確立すれば、広報誌がなくても情報が人を通じて流れる。そのようなコミュニティづくりが理想。

自治会からの回覧板を隣家に渡すことによって地域のつながりができる。以前豪雨の災害があった時は地域の人々がいろいろな面で助け合い、地域のつながりの大切さを実感した。

[コミュニティへの支援]

前回の「コミュニティ及び市の執行機関等は、まちづくり活動において、市民間で利害が相反した場合、合意形成に努める」といった条文が、第10条第3項の「執行機関等はコミュニティによるまちづくりを支援する」に包含されるということであるが、問題があった時に、市が助けてくれるイメージがあった。単に包含されるというのではなく、条文として、別の表現でもよいので書いていただければありがたい。

行政が手厚くサポートする方法は、従来型すなわち要望型のまちづくり手法であり、そのために条例を策定するのではないと認識している。むしろ、まちづくりに必要な能力を有する人材が、どのようにコミュニティによるまちづくり支援に関わっていくのかを仕組み、制度として確立することを条例できっちりと謳うべきであり、第3項「執行機関等は、コミュニティによるまちづくりを支援するために、必要に応じてまちづくりに必要な能力を有する人材を派遣するほか、関係する主体間での連携、調整が必要と認められる場合には、会議の開催を要請するなど、必要な支援を講じるものとする」としてはどうか。

【第11条 情報の提供及び応答責任】

[市民からの情報提供]

応答責任は市だけなのか。たとえば市民側にもあるのではないかという気がする。

行政に対する苦情が多くて担当職員がふりまわされている。匿名で苦情を言うのではなく、自分の情報も出して苦情をいうべきである。そういった解決策を条例で盛り込めればと思う。

[執行機関等の情報提供]

市民の共有財産である市の情報については、あくまでまちづくり活動にかかわる情報であり、市の情報が何でも市民の共有財産であると認識されるのは個人情報保護法の関連から行き過ぎであるので、これに関しても明確にすべきと思う。

市の情報は市民に分かりやすいものだけではなく、しっかり整理することが大切である。

条文に「執行機関等は、市民が自主的・自立的に推進しているまちづくり活動に関する動向を収集するとともに、市民が互いに共有できるような情報として整理し提供するよう努めなければならない。」という項を設けてはどうか。

「執行機関等は、市民が自主的・自立的に推進しているまちづくり活動に関する動向を収集するとともに、市民が互いに共有できるような情報として整理し提供するよう努めなければならない。」とすると、自主的にまちづくり活動をしている市民にとってはありがたい話ではある。しかしながら、行政側からすれば別の項に「自らが保有するまちづくりに関する情報を提供するよう努める」とあり、それに加えて「市民の自主的なまちづくり活動の情報を収集し、整理し提供する」とまで条文で書いてしまうと、まちづくりの意識を持っている団体が数多くあれば、その収集作業が大変であり、また第10条に「執行機関等は、コミュニティによるまちづくりを支援するものとする。」とあるので、はたして提案の条文まで入れる必要があるのかなと思う。

自主的に活動している団体が、自らの情報を提供したくない場合も考えられる。

合意形成の場をこの条例でつくるべきである。いろいろな団体、例えば自治会でこういったことを実施していることを披露する場が必要だと思う。

情報を都合のいいように利用する団体から要求があった場合、提供しなければならないことになっては困るのではないか。

情報を収集する方法として第22条の「推進会議」が「まちづくりセンター」的なものになればよい。ここにまちづくり活動に関することを持ち寄れる仕組みにすればよい。

【第12条 情報の公開】

情報公開請求の関係で、行政が様々な文書を請求され、事務が増えている話があったが、公開の手続を明確にして、それ以外のものは受け付けないといったことができればと思う。

【第13条 個人情報の保護】

情報の共有に伴う個人情報の保護については、条例に入れるべき項目である。

【第15条 行政評価】

池田市の行政評価は職員が行う内部評価か。
行政評価については、各市の条例に謳っているところがほとんどなので条例に必要な項目である。

【第16条 総合計画】

基本構想の策定に市民参画を盛り込むことは必要である。
第16条については、「総合計画」において地方自治法で定められた枠組みプラスアルファを盛り込むべきである。

【第17条 計画策定等への参画】

計画の段階で市民参加するが、実施の段階で参加がなくなってしまう。継続的に参加ができるように、まちづくり条例で謳えないか。
「市民の参画を推進」「連続的に市民の参画がなされるよう配慮」とあるが、第22条の「推進会議」との関係について仕組みを検討する必要がある。

【第18条 審議会等の運営】

市民の参画において審議会の委員に原則、公募委員を入れることや審議会の会議の公開については条例に必要な項目である。
「審議会等の委員の選任」に関しては、第22条の「推進会議」との関係について仕組みを検討する必要がある。

【第19条 パブリックコメント】

本条例素案に記載されているまちづくり参加のツールである。

【第20条 市民投票】

[市民投票の制度]

住民投票については、個別にその案件のみの住民投票条例を作って、投票資格者をおのこの条例で定める個別型や、住民投票条例を制定しておき、一定の市民の要求があれば、住民投票ができるような常設型もある。

[投票資格者]

住民投票とあるが、この条例には住民という語は使われていない。投票資格者が、まちづくりに関わる主体すなわち条例でいう市民としたほうが望ましい。

個別の住民投票制度であれば、投票資格者をその条例に応じたものに柔軟に対応できるメリットはある。常設型の住民投票条例では、そういうわけにはいかない。

個別型の場合、案件によって、在住者のみに住民投票を実施すべき場合と、在勤者、在学者も含めて実施すべき場合とケースバイケースである。その都度投票資格者を決定できるメリットがあるが、在勤者、在学者を含めずに市内に居住する者に限定してしまうと、この条例にもの足りなさを感じてしまう。

[投票実施者]

本条例素案に記載されている数少ないまちづくり参加のツールであるが、実施については、あくまで市長が「市民の意思を直接問う必要があると認めるとき」となっている。市民投票が、市民が自主的、主体的にまちづくりに関わるための重要な手段であることを考えると、市長だけでなく、市民サイドからも提案できるような枠組みとすべきではないか。

【第21条 国及び他の地方公共団体との連携】

「国及び他の地方公共団体との連携」に関して、何について連携を図るのかを明確にしておくべきである。

【第22条 池田市みんなでつくるまち推進会議】

[推進会議の位置づけ]

条例自体の見直し機関となるだけでなく、条例にある具体的事項を実行、検証する場としての「推進会議」ならば、意義がある。

第16条の「総合計画」が、本条例に基づく基本的な方針、計画であるならば、「総合計画審議会」と、この「推進会議」との関係も十分に検討する必要がある。

「推進会議」は、本条例が本市の最高規範である以上、最上位の会議という位置づけになると考えられるので、他の審議会との関係について明確にすべきである。

委員の選任方法や定数、委員構成、会議の開催など、会議運営に関する事項を盛り込んだ『規則』も、本委員会で検討すべき事項である。

本条例は、市民自治によるまちづくりを展開するための条例であり、この「推進会議」の位置づけは特に重要である。まさに実効性の確保という意味で、重要なツールであり、十分な検討を進めるべきである。

[推進会議の名称]

「推進会議」の名称は、基本的には条例名称にあわせるべきと考える。条例名が「池田市みんなでつくるまちの基本条例」となったのだから、「推進会議」の名称も条例名と同じ名称の方がわかりやすい。「池田市みんなでつくるまち推進会議」でどうか。

[推進会議の内容]

条文に「本条例の適正な運用に関すること」とあるが、適正な運用を議論する、というのを策定委員会で明確にしていだきたい。いつこの会議が始まるかわからないのでは困る。せつかく条例を策定するのだから、条例を持つ市役所の側も決意を持って運用していだきたい。

きっちりとしたものでなくても、こうした形で推進会議を開催したいというものをこの委員会の段階で作っておくべき。委員の皆さんは、条例を策定して役目が終わるのではなくて、条例が運用されてまちづくりが進んでいるのをしばらくは見届ける。推進会議に策定委員全員が参加するといった考えも必要ではないか。

本条例の推進会議は、イメージとしては市民会議に近いものと言える。平成12年度に立ち上がった「いけだ・まちづくり2010市民会議」の部会で現在も活動している部会があれば、推進会議のメンバーに入れていく考え方もできる。

組織について、市の職員、市議会の議員が入ってこないと協働にならないわけで、それについて議論していかないといけない。

この推進会議は、意見を言う場でなく、委員にも事務局にも宿題を出し、双方で検討していく形で進めていくべきである。

条例には理念的なことは書いてあるが、市民参画の仕組みについては、具体的に書かれていない。推進会議で策定する「市民参画ガイドライン」に仕組みが謳われる。

推進会議を情報収集の場とするなら「いけだ・まちづくり2010市民会議」のように調査、研究する機能は必要である。

池田市の場合、自治会活動が活発なところとそうでないところがある。前者の市民活動を拾い上げる受け皿がない。当面はこの条例や推進会議でその部分を担っていく。すでに行なっている協働事業については、新たな活動にこの条例を使えばよい。

推進会議の委員構成で、池田市の審議会等から、選出される委員については、研究するテーマによって、審議会から随時入ってもらう枠組みにしたほうが良い。

【その他】

[他の条例との関連]

池田市の条例で、市民参加を位置づけている、公益活動促進条例や情報公開条例それらを包含するのが、われわれが策定する条例であるので、既存の条例でまちづくり（自治）に関連する条例の内容を確認する必要がある。策定予定の条例と内容的に食い違いがあるとよくない。

条例の中に、個別具体的な内容を盛り込むには限界があり、個別の条例や規則、要綱に委ねるべき部分が多々あり、池田市の他の様々な例規との関係についても明文化しておく必要がある。

[条文の語句]

条文の中で「市の施策」と「市政」という語句が出てくるが、この使い方について十分注意を払ってほしい。

[条例運用指針]

第17条（まちづくりガイドライン）として、「執行機関等は、本条例の制定又は見直しが行われた場合は、速やかにこの条例の趣旨に沿ったまちづくりを市民が積極的に行うための一助として、まちづくりガイドラインを策定又は見直し、広く市民に公表しなければならない。」としてはどうか。

この条例が、今の状態で公表されてまちづくり活動を支援しますと言われても、どうやって支援できるのかを心配している。そのため、条例に基づくまちづくりの進め方、条例運用指針である「まちづくりガイドライン」の作成を提案する。

この条例ができて、これを運用する方法が一番大事。条例を策定してそれで終わりであるのなら、策定しないほうがよい。

【パブリックコメント】

第9条で「市議会議員、職員に自己研鑽を求めているが、市長については求めないのか」との意見に対しての回答が、「職員の中に市長も含まれている」となっている。「解説」においても、市の補助機関である職

員の位置づけをはっきりさせる必要がある。

市長の責務は、第 8 条第 1 項にあるわけで、「市政運営の最高責任者として、市政の適正かつ円滑な運営に努めなければならない。」自己研鑽については、この条文で言い尽くされている。

第 13 条の「個人情報保護」の条文について、意見にあるように、確かに異質の文章が挟まった感じがする。

第 13 条の条文は、第 14 条の「行政手続」と同様に、既存の池田市の条例（池田市個人情報条例）の条文を引用している。この条例と他の池田市の条例と食い違いがあると良くない。

第 19 条の「パブリックコメント」にある「募集」の文言について、調べた結果、法律も含めて広く使われている言葉は、「求める」であり、意見を踏まえ、条文を「市民の意見を求める手続」とする。

第 5 条の市民の権利及び責務について、意見として「市民が、知らない間に条例で権利と引き換えにまちづくりへ参画する責務を負わされる」としているが、回答としては、第 5 条第 3 項に参画の有無を理由として差別的な扱いを受けないとあるので、参画は決して強制ではなく参画の自由は保障されていることを付け加えればよいのではないか。

この条例のニュアンスが市民に十分伝わっていないので、今後市の方で条例を P R する努力が必要である。

パブリックコメント

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見募集期間(パブリックコメント期間)

平成17年10月5日～平成17年10月26日

(2) 意見提出状況

提出者数 4人と1団体

提出件数 63件

意見の内容

- ・ 条例全般に対する意見 7件
- ・ 個別条文(前文含む)に対する意見 56件

2 パブリックコメントで寄せられた提出意見への対応

- | | | |
|----------------------------|--------|---|
| (1) 意見を踏まえ、素案を修正・追加補足するもの | 5件・・・ | ア |
| (2) 意見の趣旨等が既に素案に盛り込まれているもの | 8件・・・ | イ |
| (3) 市としての考えを説明し、ご理解いただくもの | 36件・・・ | ウ |
| (4) 今後、参考とさせていただくもの | 14件・・・ | エ |

3 条例(素案)の修正

この修正は、パブリックコメントで寄せられた意見に基づき、素案について加筆・修正等を行ったものです。加筆・修正を行った部分については、見え消し線や下線を付して明記しています。

(最高規範性)

第3条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を定めたものであり、本市における最高規範である。

2 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を尊重し、整合性を図らなければならない。各種計画の策定、~~見直し及び運用~~運用及び見直しにおいても同様とする。

(まちづくりの基本理念)

第4条 本市におけるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 市民、市議会及び執行機関等が、協働により行うこと。
- (2) 市民、市議会及び執行機関等が、まちづくりに関する互いの情報を共有すること。
- (3) 市民の自主的・自立的な参画及び男女共同による参画が保障されること。
- (4) 個人の人権が尊重されるとともに、都市の活力、自然環境、生活環境及び教育・文化環境の調和が確保されること。

(行政評価)

第15条 執行機関等は、効率的かつ効果的に市政運営を行うため、施策等に対する評価を適時に行い、その結果を市民に公表しなければならない。

(パブリックコメント)

第19条 執行機関等は、市政における意思決定過程への市民の参画の場を確保するため、パブリックコメント（意思決定前に市民の意見を募集する求める手続をいう。）

(池田市みんなでつくるまち推進会議)

第22条 この条例の趣旨に沿ったまちづくりを推進するため、池田市みんなでつくるまち推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議は、本条例の適正な運用に関すること及び見直しに関することを協議し、市長に意見を述べることができる。
- 3 市長は、前項に掲げる事項について、推進会議に対し意見を求めることができる。
- 4 市長は、第2項に基づく推進会議の意見に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

4 パブリックコメントに対する本市の考え方

【意見 1】

「前文」がなければ、この条例はどこまの条例なのか。池田らしさがどこにも見られないことを残念に思う。

前文で江戸時代の「著名な文人や学者の来往」とあるが、具体的な名前を教えて欲しい。

(A)

本条例は、第3条に謳っていますように、本市における最高規範であります。具体的な池田らしさについては、個別条例や、各種計画で、謳うべきだと考えます。
 儒学者・田中桐江、富永仲基、広瀬旭荘、画家であり俳人の松村月溪（呉春）、与謝蕪村などが挙げられます。

【意見 2】

第1条（目的）について

「責務」は基本理念を実現する前提として要請されるもので、目的の条項に入れるべきではないのではないか。

(A)

目的に本条例の全体構成の内容を掲げているためです。全体の構成は、総則（第1条～4条）、各主体の責務等（第5条～10条）、市政運営の原則（第11条～21条）、推進会議（第22条）となっています。

【意見 3】

第2条（用語の定義）について

「その他あらゆる取組み」と包括する表現でよいのか。

「市内」の一般的表現として郊外を含まない感覚がある。明確に「市域内」としてはどうか。

課税資産を市域内に有しながら、市域外に居住又は所在する個人・法人・団体（納税者）はどう扱うか。

市長と執行機関との関係を明確に表現した上で、「執行機関等」とせずに「行政機関」としてはどうか。

権利の対語は義務（責務ではない）である。日本国憲法第3章には「国民の権利と義務」とある。第5条では市民の権利及び責務となっており、「責務」についての用語の定義を明らかにしておく必要があると思うがどうか。

気楽にまちづくり活動に参加してもらうために、「参画」を用語の定義として入れたらどうか。

「協働」について何を尊重するのかを明確にしてほしい。

(A)

ご意見を踏まえ、今後作成する「解説」等において、条文の内容をわかりやすく説明したいと考えます。 ☐

「市内」は法規的に「市域内」という意味です。 ☐

本条例の「市民の定義」は池田市内で暮らす（居住する者、働く者及び学ぶ者）個人や団体を対象としていますので、課税資産を市内に有しながら、市外に居住又は所在する個人・法人・団体（納税者）は、市民の対象から、はずしています。ただし、池田市内で団体としてまちづくり活動を行っている方は、対象となります。 ☐

執行機関は地方自治法で謳われているものであり、市長以外の独立した権限を有する公営企業管理者も含まれるため、「執行機関等」としています。また市の議決機関である市議会と対比する意味で「執行機関」という表現にしています。 ☐

【意見 4】

第3条（最高規範性）について

最高規範という条例の位置づけから、「目的」の次に置くべき条文になるのでは。

見出しは「最高規範性」といった難解な文句を使わず、もっと素直な表現にするべきではないか。

疑義が生じた場合の検討は制定意図で遡るべき。又、明記された事項だけよりもそれを含め内容にまで至るべきではないか。

策定 運用 見直しが順序ではないか。

この条例は最高規範とうたっているが、現在または今まで展開してきた「計画」との整合性をどのように考えますか。例えば、「福祉計画」「環境計画」など。

執行機関は「行政」主導ですので、総合的な見地から5年・10年の施策 の計画や予算化が出来るのか。

(A)

見出しの順番については、条例の構成上、「用語の定義」を「目的」の次にするのが、条例を解釈する上で大事と考えます。他市の条例でも見受けられ、通常のパターンに沿って作成しました。 ☐

最高規範性を強調したいためです。 ☐

条文では「この条例に定める事項を尊重し」としています。ここでいう事項については条文の内容も含めて尊重することを意味しています。 ☐

ご意見を踏まえ、次のとおり記述を修正しました。

・・・各種計画の策定、運用及び見直しにおいても同様とする。 ☐

今後、本条例が策定されれば、最高規範である本条例にのっとった形で、個別具体的な分野での計画がその趣旨と整合性を保ちながら、策定されることとなります。 ☐

【意見 5】

第 4 条（まちづくりの基本理念）について

第 1 号から第 3 号までは、まちづくりの原則であり、第 4 号がまちづくりの基本理念となる。第 4 条第 4 号を頭に持ってきてどのようなまちを実現しようとしているかを平明でなおかつ格調高く表すべき。他の号は、理念を実現するための原則と位置づけたらどうか。

第 3 号に、市民参画の保障に男女共同による参画の保障をあえて条文化する必要があるのか。もし、必要があるのなら、市民参画の保障のためにとるべき施策として、市民参加をしたくてもできない状況の打開などの各論として計画策定等への参加の条項へ加えたらどうか。

情報共有化の前提として最も必要と考えられる各主体が有する関連情報の積極的提供姿勢を強調すべきでは。

人権尊重は（ 4 ）の環境との調和よりも（ 3 ）で扱うべきものではないか。

男女共同による参画との表現は「両性ペアの参画が条件」との誤解を生むのではないか。条文中の「都市の活力」が「諸環境」と並列に記載されていて意味があいまいではないか。

（ A ）

本市のまちづくりの基本理念として、まちづくりに取り組むうえで最も重要なことを定めています。第 4 条についてはすべてまちづくりの基本理念であり、最高規範となる本条例の柱となるべきものと考えています。本条例の根幹をなす部分であり、この基本理念は、全ての条文にかかってくるものです。今後ご意見を踏まえ、作成する「解説」等において、条文の内容をわかりやすく説明したいと考えます。☒
ご意見を踏まえ、次のとおり記述を修正しました。

「…男女共同参画が保障されること。」

☒

【意見 6】

第 5 条（市民の権利及び責務）について

この条文では、市民が、知らない間に条例で「権利と引き換えに責務を負わされる」と言う不安が出てくるのではないか。

わざわざ的確な判断を市民に期待する情報提供よりも、知りたい時はいつでも OK の感覚でよいのではないか。

「差別」については、日本国憲法第 1 6 条（請願権）の「差別待遇」という表現にすべきでは。

（ A ）

本条例では、第 5 条第 3 項でまちづくりへの参画の有無に関して、差別的な扱いを受けないとしており、まちづくりに参画する権利は、自由かつ平等であります。しかし、

自主的、主体的にまちづくりに参画する権利を有することは、まちづくりの主体はあくまで市民であり、積極的に参画する責務が発生することを位置づけています。それに対して執行機関等は、そういった活動が円滑にできるよう支援します。 □ウ

第1項の参画する権利に加えて、第2項は、知る権利を規定しています。まちづくりに参画するにあたって、自ら考え行動するために的確に判断できるよう必要な情報を知る権利を掲げています。情報提供については、第11条で規定しています。 □イ

他の法令では、「差別」と記載することが通例であるため、「差別」としました。 □ウ

【意見7】

第6条（市議会の責務）について

「市民の意思が最大限に反映されるよう」ではなく、「適切」ではないのか。市民の要望に100%応えることを市の最高規範条例で確約できるのか。

議会のまちづくりとの関わりや「積極的支援」を条文中に明示すべきではないか。

(A)

最大限は100%ということの意味ではなく、できるかぎりという意味で用いています。 □ウ

市議会の役割は、市の議決機関であり、市政運営の監視又は提言をすることです。 □ウ

【意見8】

第7条（市議会議員の責務）について

市議会議員それぞれの主義・主張があり、様々な方法で活動報告が市民に提供されてこそ、「市民の市政への関心が高まり、まちづくり参画意欲が高まる」のではないか。

議会の責務を果たすのは、構成員たる議員の自覚と市民の代表としての活動による。市議会議員に条例で自己研鑽を求めるのは、議員として当然のことであり、削除すべきではないか。

(A)

ご指摘のとおりです。 □イ

3主体の協働という考えから、本条例は、まちづくりに関して市民に積極的に参画するよう努める責務を求めていることに対して、市議会議員や市職員には、自らの責務を遂行するために自己研鑽を求めています。 □ウ

【意見 9】

第 8 条（執行機関等の責務）について

第 2 項について、市政運営を行うのは市長で、行政機関は市長の指示のもと行政を行うのが本筋である。素案の表現ではわかりにくい。「市長の指示のもと」の文言を付加してみてもどうか。あわせて、まちづくりを阻害するものを除去するのも行政機関の責務ではないか。

人材育成も大事だが、財政の確立によりまちづくり投資への余裕を生み出すのも行政機関の重大な責務ではないか。

(A)

市長以外の独立した権限を有する公営企業管理者も含まれるため、「執行機関等」としています。

「まちづくりを阻害するものを除去」については、原案の「協働によるまちづくりを推進」や、第 10 条第 2 項の「執行機関等は、・・・まちづくりを支援する」の中に含まれると考えます。 イ

財源の確立については、第 8 条第 1 項で「市政の適正かつ円滑な運営」としています。 イ

【意見 10】

第 9 条（職員の責務）について

人事管理の問題であり、職員の資質向上について、この条例で言及するのは筋違いではないか。

素案では、市議会議員・職員に自己研鑽を求めているが、市長（執行機関の長）については、求めないのか。

(A)

執行機関等の組織を構成する市職員についても、責務として規定しています。まちづくりの推進にあたって、職員は、行政と市民との間の橋渡しとして、非常に重要な役割を担っています。 ウ

第 8 条第 1 項で「市長は、市政運営の最高責任者として、市政の適正かつ円滑な運営に努めなければならない。」とあり、自己研鑽も当然含んでいると考えます。 イ

【意見 11】

第 10 条（コミュニティ）について

素案では、コミュニティの目的が明確に出ていない。「地域固有の課題等に関し行政機関との協働を通して解決を図る目的で」という文言を入れたらどうか。

執行機関が、コミュニティを地域におけるまちづくりの主体として位置付ける以上「支援するものとする」表現では、積極性に欠けるのではないか。

(A)

コミュニティの対象を幅広くとらえるため、原案の表現にしています。 イ
積極的に支援することは、行政主導となり、本条例で規定している協働の定義からはずれてしまいます。執行機関等は、市民同士の様々な活動が円滑にできるよう支援します。 ウ

【意見 12】

第11条（情報の提供及び応答責任）について

情報を「正確・適正に整理」とあるが、ここではこれらをすべて含め「常に適正で管理」で総括的に表現してよいのでは。

第2項の「意見及び要望」に加えて「質問」の文言を追加すればどうか。

(A)

まちづくりに関する情報を、内容を正確にかつ正しい運用方法で整理するという意味です。「情報を管理する」という表現よりも「整理する」という表現の方がよりふさわしいと判断しました。 ウ

本条文は、市民からの意見・要望について、調査結果や執行機関等としての考え方を市民に対して応答する責任について規定したものです。ご意見の「質問」の大半は、この「意見」「要望」に包含されると考えます。また単なる事実確認の類への対応については、できるだけ速やかに回答すべきことは当然ですが、本条例の制定目的に照らし、敢えて規定する必要はないと判断いたしました。 イ

【意見 13】

第13条（個人情報の保護）について

「市政の適正かつ円滑な運営・・・」は何だか異質の文章が挟まった感じがする。

(A)

市政運営にあたって、情報公開等を実施するにあたり、個人の権利利益を保護するため、個人情報について配慮する必要があります。 ウ

【意見 14】

第14条（行政手続）について

この条文はわかりにくい。もっとわかりやすい表現はできないのか。

(A)

すでに制定している「池田市行政手続条例」の条文と統一性を図っています。また法規範的な観点から、条例を制定していますので、表現方法は制約があることをご理解くだ

さい。

ウ

【意見 15】

第15条（行政評価）について

正しい評価を得るには、実施の時期を失してはならないので、「施策等に対する評価をすみやかに実施」と「すみやかに」の文言を入れたらどうか。

評価後の報告については、今後どうするかの説明が必要と考えるが。

（A）

本市の事務事業評価については、毎年定期的実施しています。

ご意見を踏まえ、下記のように修正します。

ア

「・・・施策等に対する評価を適時に行い、・・・」

評価結果については、個々の事業について拡充、現状維持、改善効率化、縮小、廃止・休止の5項目について、総合評価を行い、評価理由やその事業に対する今後の考え方を明らかにしています。

ウ

【意見 16】

第16条（総合計画）について

予備知識のない一般市民にはわかりにくい表現ではないか。

（A）

今後は、ご意見を踏まえわかりやすく説明に努めさせていただきます。

エ

【意見 17】

第17条（計画策定等への参画）について

「連続的に」とは、どういう状態を指すのか。

（A）

第2項でいう「連続的に」とは、施策の立案だけでなく、立案後の計画の実施及び評価のどの段階においても、市民の参画ができるよう配慮することを定めています。同一人物が連続する意味ではなく、各段階で市民の参画が行われることを意味しています。

ウ

【意見 18】

第18条（審議会等の運営）について

審議会等の委員の選任・任命は市長ではないのか。

審議会等の委員の選任に当たって委員構成に配慮する理由が欠落しているのではないか。

第2項の表現では、例外ケースが先にきて、原則が付け足しの文章構成となっている

のでは。原則が先にくるのが条文表現のルールではないか。

(A)

教育委員会等の執行機関は独自の権限を有しています。たとえば教育委員会で設置している文化財保護審議会、公民館運営審議会の委員の任命は教育委員会により行われています。 ウ

審議会等の委員の選任に当たって委員構成に配慮するのは、なるべく多種多様な意見を反映させるため、幅広く人材を登用するという意味です。 ウ

条文の表現は、ご指摘の書き方もありますし、本条例のような書き方もあります。 ウ

【意見19】

第19条（パブリックコメント）について

市民に意見を募集する手続とあるが、「募集」ではパブリックコメントの精神とは異なる用語ではないか。「募集」には、[自分の考えに賛成する人や物を募って集めること]の意味があり、「求める」としたほうが、適切ではないか。

(A)

ご意見を踏まえ、下記のように修正します。

「・・・市民の意見を求める手続をいう。」 ア

【意見20】

第20条（市民投票）について

市長自身の「市民投票」に対する真意は。

案の「市民投票」は、住民の直接請求に基づく「住民投票」と混同や勘違いされるのではないか。住民投票条例の制定には、住民からの直接請求や議員提案という手段もあることを明確にすべきではないか。

(A)

市長は、市の将来を大きく左右するような事項について、市民投票の実施の判断を行います。 ウ

住民の直接請求制度（地方自治法第74条）による条例制定の請求や、市議会議員の議案提出権（地方自治法第74条）は、すでに法律で謳われている事項ですので本条例では、規定していません。なお有権者以外の市民（在勤者、在学者、未成年者等）の意向も市民投票の実施に反映されるよう第2項に規定しました。これらの手段につきましては、今後作成する「市民参画ガイドライン」等で紹介してまいりたいと考えます。 ウ

【意見 21】

第22条（池田市みんなでつくるまち推進会議）について

案の表現では、推進会議の設置目的が明確に出ていないのではないかと。

（以下「会議」という。）とあるが、会議は一般名詞であり、特定できない不便が残るのではないかと。

第2項の協議事項の表現はぎこちないように思うが。

「市長に意見を述べる」という表現は「市長に意見を具申する」としたほうがよくないか。

第3項の表現であれば、市長は推進会議から運用と見直しの意見しか聴取できないのか。

第4項の表現であれば、市長は自分の判断ではなく、会議の意見に従って措置するとなっているが、それでよいのか。

市民の推進会議は意見具申に留まり、施策の計画段階からの「市民参画」は望めないと思われる。

（A）

「まちづくりを推進するため」としているのは、広くまちづくり全般にかかわる最高規範としての条例に基づく推進会議であるからです。推進会議としては「実効性の確認」という進行管理は重要な役割ですが、まちづくりの推進と並列関係にあるものというよりは、まちづくりの推進のための一項目であると捉えています。 ☒

ご意見を踏まえ「推進会議」とします。 ☒

第2項で「本条例の適正な運用に関すること及び見直しに関することを協議し」とあるのは、進行管理としての現在の運用に関することと、今後予想される条例の見直しについても協議していくことを明確に打ち出したい思いからです。「運用に関する諸事項」とまとめてしまうと、どうしても「見直し」という意味合いが薄れてしまいそうなのでこのような表現にしています。 ☒

ご意見のとおり「具申」ですと、「上の人に対して」となりますので、市民、市議会、執行機関等の三者が協働して取り組んでいこうとするこの条例においては市長を上の人と捉えた表現はふさわしくないのではないかと考えます。 ☒

ご指摘の通りです。 ☒

「会議の意見に必要な措置を講じる」となっていますので、必要な措置、すなわち必要か否かは市長が判断します。 ☒

条例制定後は、本条例設置の「推進会議」で具体的な市民参画の方法である「市民参画ガイドライン」を策定する予定です。市民と共に「市民参画のシステムづくり」を検討していくことを考えています。 ☒

【意見 2 2】

条例全般

全体的に市民が分かりやすい条例となるよう、表現を平明にしていきたい。

(A)

条文の表現は、できる限り平明な表現に努めましたが、ご意見を踏まえ、本条例の施行後は、積極的な市民のまちづくりを支援するため、条例の内容をわかりやすく説明した資料を作成する予定です。 工

【意見 2 3】

条例全般

いつでも、誰でも、自由に市民参加ができるシステムが欲しい。

(A)

条例制定後は、本条例設置の「推進会議」で具体的な市民参画の方法である「市民参画ガイドライン」を策定する予定です。 ウ

【意見 2 4】

条例全般

市民の行政への依存意識を払拭するためには、どうすればいいのか。また、行政と市民の連携と市民の自主性を高めるためにはどうすればよいのか。

(A)

市民の要望が多様化する中で、何もかも行政任せにするのではなく、市民と行政が一緒に、それぞれ何をすべきか、協力してなにをすべきか、こういう活動意欲を受け止める仕組みづくりやルールづくりが求められ、本条例を制定します。行政と市民の連携や市民参画の向上については、市民の皆様と一っしょになって考えていく課題と認識しています。今後は、この条例をもとに協働によるまちづくりを推進していきます。 工

【意見 2 5】

条例全般

まず、条例ありきではなく、まちづくりのプロジェクトの企画構想を立ち上げ、その後、そのプロジェクトの実現に沿った条例を制定していくのが順序ではないか。

どういう目的でこの条例を定めているのかが、池田市民に伝わる条例になっているのか。まちづくり条例は、市民が集まって喧喧囂囂の議論を行う時間が必要であり、このような重要な条例を策定するのに、あまりにも期間が短い。

(A)

そういった手順で条例を制定していく方法もあります。本市においては、条例をまず制定いたしました。条例はあくまで市民参画の推進のためのスタートであると考えて

います。

ウ

【意見 26】

条例全般

行政も人員削減の前に、市民の仲間として市役所の机から離れて、一市民の立場で市民と協働してまちづくりを行って欲しい。

行政の縦割りの弊害があり、要望事項について動きが遅い。

(A)

本条例には「職員の責務」として職員は一市民としての立場から、まちづくりの推進にあたっては、市民の視点に立って行動し、積極的に市民と連携することを定めています。ご意見を踏まえ、より一層努力していきます。

エ

関係資料

(仮称)まちづくり条例策定委員会委員名簿

平成17年5月16日現在

番号	氏名	団体名
1	<small>かめだ けんじ</small> 亀田 健二 (会長)	関西大学大学院法務研究科教授
2	<small>なかい ひさし</small> 中井 久 (副会長)	池田商工会議所
3	<small>おかむら まさよし</small> 岡村 匠芳	連合大阪豊能地区協議会
4	<small>こひがし きょうこ</small> 小東 恭子	池田市地域婦人団体協議会
5	<small>すぎやま まもる</small> 杉山 守	池田市立学校園PTA協議会
6	<small>たなみ あつと</small> 田波 篤人	(社)池田青年会議所
7	<small>ながい まさみ</small> 永井 万済美	池田エイフボランタリーネットワーク
8	<small>いはら ともたけ</small> 井原 友建	公募委員
9	<small>たなか あきのり</small> 田中 昭典	公募委員
10	<small>よしだ なおみ</small> 吉田 名穂美	公募委員

(敬称略)

(仮称)池田市まちづくり条例策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、(仮称)池田市まちづくり条例(以下「条例」という。)の素案を策定する組織に関して必要な事項を定め、もってよりよい条例づくりに資することを目的とする。

(設置)

第2条 条例素案の策定を行う組織として(仮称)池田市まちづくり条例策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 策定委員会は、市長の求めに応じ、条例素案の策定に向けて検討を行い、その結果をとりまとめ市長に報告するものとする。

(組織)

第4条 策定委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体から推薦を受けた者
- (3) 公募による者

3 前項第3号の者のうちから委嘱する委員(以下「公募委員」という。)は、3名以内とする。

4 委員の任期は、委嘱の日から第3条に規定する報告の完了する日までとする。

(公募委員の選考)

第5条 庁内に、公募委員を選考するための審査会を設置する。

2 選考結果は公表する。

(会長及び副会長)

第6条 策定委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 策定委員会に副会長を置き、委員の中から会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 策定委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、議長となり、会議を運営する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 策定委員会の庶務は、総合政策部政策推進課において行う。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施し、条例が公布された日をもってその効力を失う。
- 2 策定委員会の最初に開催される会議は、第 7 条の規定にかかわらず市長が招集するものとする。

(仮称)池田市まちづくり条例策定委員会の会議の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称)池田市まちづくり条例策定委員会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 会議は、公開とし、傍聴によるものとする。

2 策定委員会の会長(以下「会長」という。)は、会議を円滑に運営するため会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとする。
ただし、会長が必要と認めるときはこの限りではない。

(1) 市内に居住する者

(2) 市内に通勤又は通学する者

(3) 市内において事業を行い、又は活動を行う個人、法人又はその他の団体

(4) 前各号に掲げる者のほか、会議内容等に利害関係を有する者

(傍聴の定員等)

第4条 傍聴の定員は、10名とし、先着順とする。ただし、会場の都合により、会長は、定員の数を増減することができる。

2 会議の傍聴をしようとする者は、(仮称)池田市まちづくり条例策定委員会傍聴人受付簿(様式第1号)に所定の事項を記入しなければならない。

- 3 傍聴の受付は、会議の開催時刻の20分前に行うものとする。なお、受付の時点で第1項の定員を超える場合には、抽選等により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴要領の周知等)

第5条 策定委員会の事務局は、傍聴要領を作成し、これを会場内に掲示するなど傍聴人への周知を図らなければならない。

- 2 傍聴人は、傍聴要領を遵守しなければならない。
- 3 傍聴人には、会議次第及び会議資料を配布するものとする。

(会議開催の公表)

第6条 会議の開催は、事前に公表するものとする。

- 2 前項の公表は、次に掲げる事項を記載した「会議開催のお知らせ」を、広報誌、ホームページへの掲載又は行政情報コーナーでの掲示などにより行うものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 議題
- (3) 会議の開催日時及び場所
- (4) 傍聴者の定員
- (5) 傍聴手続
- (6) 問い合わせ先

(会議録の閲覧)

第7条 公開した会議の議事録は、事務局が作成し、会議資料とともにホームページへ掲載するとともに、行政情報コーナー等で閲覧に供するものとする。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、総合政策部政策推進課において行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月16日から実施する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

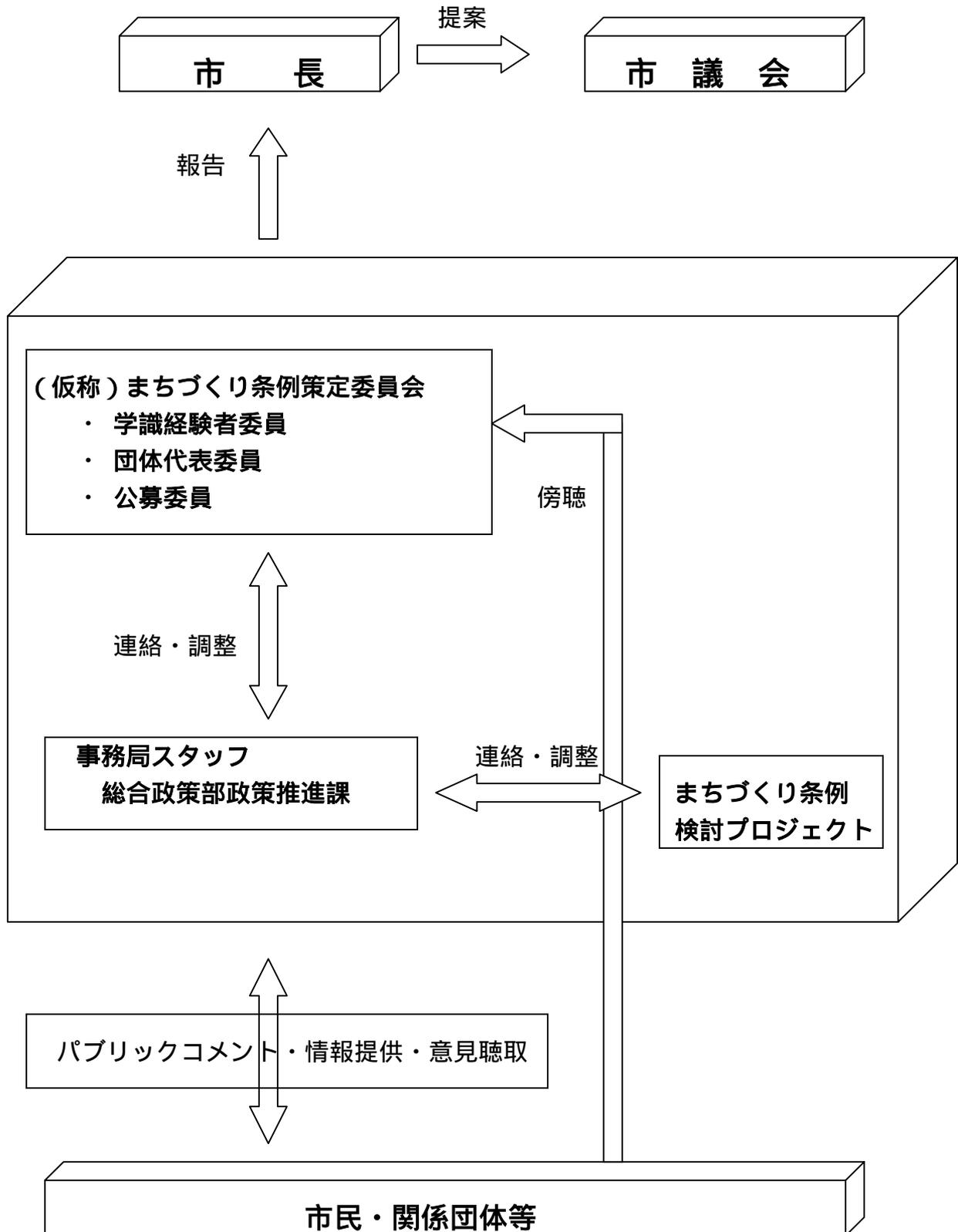
平成 年 月 日

(仮称) 池田市まちづくり条例策定委員会

傍 聴 人 受 付 簿

番号	住 所	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(仮称)まちづくり条例策定体制



まちづくり条例検討プロジェクト名簿（9名）

部（局・室）	職 名	氏 名
総合政策部	次長兼政策推進課長	北 村 進
総合政策部	法制文書課長	柏 原 孝 充
市民生活部	地域活性室長	福 西 正 明
市民生活部	環境にやさしい課長	中 村 昌 史
保健福祉部	次長兼保健福祉総務課長	池 田 隆 夫
子育て・人権部	次長兼子育て政策課長	友 武 一 生
建設部	次 長	山 内 正
都市整備部	まちづくり課長	宮 本 祥 介
教育部	参事兼生涯学習推進室長	小 倉 巖

策定委員会事務局名簿（4名）

部 名	職 名	氏 名
総合政策部	部 長	小 岩 正 貴
	次長兼政策推進課長	北 村 進
	政策推進課副主幹	岡 田 和 也
	政策推進課主査	元 平 修 治

「池田市みんなでつくるまち推進会議」について（案）

本条例第 22 条で設置する「推進会議」について、策定委員会で議論のあったことを、以下にまとめました。

会議の位置づけ

会議は条例の適正な運用をチェックし、市民参画について研究する機関である。

- ・ 「市民の参画」や「協働」等の条例の運用状況について検証する。（チェック機関）
- ・ 市民参画のあり方について市民の手によって研究する（研究機能）

会議の構成メンバー（全体大枠 20 名）

- ・ 池田市の審議会等のうち市長が指定するものから選出されたもの。 5 名
環境保全審議会、男女共同参画審議会、情報公開・個人情報保護審査会、総合福祉施策推進審議会 等
- ・ （法律または条例に基づく団体であって）市長が指定するものの代表から選出されたもの
公益活動促進協議会、社会福祉協議会（ボランティアセンター）2 名
- ・ 公募委員はまちづくり活動をされている方を中心に 10 名程度
- * 条例策定委員会からは、初期段階（4 年程度）運用を見守るために構成メンバーとする。
3 名程度

* 報酬については、無報酬とする。

* 任期は 2 年とし、委員の再任は妨げない。女性委員の比率に配慮する。

会議の目的及び内容

以下のことを、調査審議する。

- ・ 市民参画ガイドラインの作成
- ・ 委員の提案による個別案件
- ・ まちづくりへの市民参画の推進状況
- ・ まちづくり市民参画推進計画

その他

- ・ 条例施行予定は平成 18 年 4 月
- ・ 会議は平成 18 年夏ごろまでに第 1 回目の会議を開催予定。
- ・ 事務局体制
会議の庶務については、政策推進課が行う。

(仮称)池田市まちづくり条例策定委員会を終えるにあたり

地方自治は市民の生活にとって必要不可欠なものです。本委員会において、池田市の地方自治に関する基本原則等について検討させていただいたことは、私にとって、貴重な経験であり、意義深いことでした。

委員の方々の御意見およびパブリックコメントで寄せられた御意見をふまえ、委員会での議論を経て、最良の素案を策定することができたと思っております。

この後、市議会で御審議をいただき、条例が制定されることになるでしょう。

制定された条例を生かすためには、地方自治の担い手である市民の活躍が重要ですし、また、市民・市議会・執行機関等の協働が不可欠です。

委員会を終えるにあたり私は、池田市において、まちづくりが推進され、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会が実現されると信じているのです。

会長 亀田 健二

第1回策定委員会を平成17年5月16日に立ち上げてから、10名の委員で9回に渡る委員会で議論を重ね、条例に盛り込む事項を検討して参りました。

私たちの世代は、「池田良いところ、住み良いところ、住んで得するまち、住みたくなるまち」をめざして切磋琢磨して今日の池田を築きあげてきました。

新しい分権時代を迎えるに当たって、将来の池田のまちづくりを方向づける基本原則を掲げ、市民と市それぞれの役割と責任を明らかにして条例素案を作りあげました。また、パブリックコメントにより、市民の意見を受け、慎重に議論を重ねました。池田のまちの自治に関する最高規範たるものが出来上がったと自負しております。

今回、亀田会長を頂点として市長に答申できる段階となり、この条例によって、個性豊かで活力に満ちた地域社会が実現できることを切に願っております。

副会長 中井 久

『池田市みんなでつくるまちの基本条例』の策定に委員として参加させていただきました。

前文に記載のとおり、池田市は伝統ある歴史と文化、そして新しい産業が融合した素晴らしいまちです。

この池田市を今まで以上に住みやすく、働きやすく、学びやすいまちにしていくなことが我々の大きな役割になります。

そのためには、今までのように市や議会に任せるだけでなく今後は市民が積極的に意見を述べ、市の運営に参画出来ることを目的としてこの条例素案を策定いたしました。

この素案の趣旨をご理解いただき、今まで以上によりよい池田市になりますよう、多くの方々の積極的な参画を心から願います。

委員 岡村 匠芳

池田市まちづくり条例策定委員会に、池田市地域婦人団体協議会より参画する機会を得て、勉強させて頂きました。

市民主体のまちづくりを進めるため、地方分権時代と云われるようになって、新しいまちづくりの基本的ルールを定めるという目的で条例の素案づくりを始めました。基本条例とは何か、又その背景、必要性等において議論し、検討されて「素案」の概要が、出来上がりました。その間これまでに行ってきた色々な活動が、「ほんの小さい事かも知れませんが」この条例に一つ一つあてはまる部分もあったように思います。

この条例が出来上がり、「池田市みんなでつくるまちの基本条例」として施行される時、この意義が市民及び各事業者等に判りやすい方法で紹介できれば、条例の基本理念である「市民と行政の協働」を知って貰えるのではと思います。何事も多様化する現代、池田に住んで良かった、これからも住み続けたいと思うまちづくりに、この条例が活かされ、より良い地域社会が創られることを願っています。

委員 小東 恭子

まず、まちづくり基本条例策定委員のチャンスをいただけた事をととても感謝しております。ありがとうございました。

私自身、普段の生活において条例（法律）は仕事に関係するもの以外は、条文も解りづらく、関係が無い、遠い存在に思うものでありました。おそらく市民の方々もそう感じておられるものだと思います。しかし、地方分権《地域主権》の流れが進むにつれ、未来には確実に条例の比重も変わってくると考えます。

これからが始まりです。この条例をきっかけに市民、各種団体と行政がうまく関わることが出来、未来を担う子どもたちに益々誇ることの出来る「みんなで作るまち」になることを願い、共に行動しましょう。

委員 杉山 守

この度、自治体の最高規範としての「池田市みんなで作るまちの基本条例」を制定する委員会に携わりましたが、条例制定で終わりではなく、これからが始まりであると考えます。

まずは、市民全員が池田というまちに対して意識し、この条例を情報収集として利用したり、市民のまちづくりのサポートとして利用したりするよう広告し、市民に意識付けし、拡大しなければならないことが重要ではないでしょうか。その延長上には、日々の何気ない活動が積み重なり合って、その結果として、市のめざすビジョン、まちの個性を反映するよりよい「くらしづくり」に繋がると確信します。

委員 田波 篤人

1回目の「まちづくり条例策定委員会」に参加するまでは、「まちづくり」に関していろいろな発想や希望を委員会で言うのかな? と後にくっついているムツカシイ言葉を考えてもいなかった。

出席してみてビックリ! 知らない面々の委員さんたちと市職員の人達。堅苦しい雰囲気。どーしよう。

会を重ねる内に、条例策定?!とても大変な事に自分が関わっているのに気づく。

毎回予習してもヨクなじめナイ。会場ではみんな眉間にシワを寄せて資料に目を通してている。2時間の委員会中は、まるで針のムシロに座っているよう。

法律のムツカシイ事は全くわからないけれど、主婦の立場で参加しているからには、一般主婦としてワカラナイ事、気になる事を口にするのも役目カナ? 時々発言させていただいたけれど、お役に立てたのか否か?

お世話になりました。

委員 永井 万済美

約半年にわたる議論の後に、この条例案が出来上がりました。内容としては、市民自治を進めるための基本的な事項は盛り込まれたものと認識しています。しかし、この条例に基づいて進める「具体的なまちづくり」の青写真や方法までは描かれていません。

今後は、「池田市みんなでつくるまち推進会議」が中心となって、市民主体のまちづくりのあり方を考え、検討を重ね、そして、真に市民が自らの意志でまちづくりを進めることができる方法論を示す必要があります。

ひとまず、市民自治、市民主体のまちづくりの骨格はできました。次は、これに魂を注ぎ込む段階です。全ての市民が手に取って活用できる「まちづくりの方法論」が示されるよう、今後も微力ながら応援する所存です。そして、この条例に基づき、市民主体のまちづくりが、さらに活発に展開されることを、策定委員の一人として願って止みません。

委員 井原 友建

これまでコミュニティ個々でしていた交流や情報交換などが、この条例で設置する推進会議などから情報を提供しあって、コミュニティ同士の交流が増えることによって、今までよりも活発に活動していけばいいと思います。

また、これまで自治会やNPO、他の団体等の活動に参加してなかった人たちにとっては、まちづくり活動に入りづらいと思っている人もおられるでしょうから、この条例が施行されるのを機に、知り合いや近所で参加していない人がいれば、積極的に参加するように呼び掛けて、積極的に活動する市民を増やすことが出来れば、池田市の活性化にも繋がっていくことになり、より魅力をもったまちになっていくのではないかと思います。

委員 田中 昭典

「広報いけだ」を見て、(仮称)池田市まちづくり条例策定委員会の委員に応募し、委員となった時、ただ漠然と、都心に近く、自然に恵まれたこのまちを未来ある子ども達のために守っていけたらいいなと思いました。

会議に参加して、他の委員の方々から池田の歴史をお聞きして、この素晴らしい文化を守り、継承していく大切さを認識しました。

そして、子どもからお年寄りまですべての市民が、平和で安全な暮らしやすいまちづくりを進めていけるように願っています。

この条例が、池田の輝かしい未来の指針となるように、みんなで育んでいきたいと思います。

委員 吉田 名穂美

(仮称)池田市まちづくり条例策定委員会最終報告書

平成17年11月

《お問合せ先》 池田市総合政策部政策推進課
〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号
TEL 072-754-6213(直通) FAX 072-752-9785
ホームページ <http://www.city.ikeda.osaka.jp/>
Eメール suishin@city.ikeda.osaka.jp